

宅 地 建 物 取 引 業 法

免 許 申 請 書 等 の 記 載 手 引

印刷する時には、奇数頁を先頭にして両面印刷してください。

受付場所・お問い合わせ先

神奈川県県土整備局事業管理部建設業課 宅建指導グループ
所在地 横浜市中区日本大通33番地
神奈川県住宅供給公社ビル5階
電 話 045-285-3218

受付時間

月曜日～金曜日（祝日、年末年始等閉庁日を除く。）
午前10時～午後3時

時間厳守

- ※注 意
- 免許の有効期間は5年間です。
 - 継続して営業する場合は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までに、更新の免許申請書を提出する必要があります。

建設業課宅建指導グループのホームページ

ホームページアドレス（神奈川県ホームページ）

- 事業者の方向け（宅建業免許、宅地建物取引士の各種申請・届出などについて）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/index.html>
- 県民の方向け（相談、閲覧、宅地建物取引士試験などについて）
<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531871/index.html>

★各種検索サイトにて「神奈川県 宅建業」でこれらのページを検索していただくのが便利です。

本手引の使用にあたっての留意点

- この手引は、両面印刷用に作成してあり、説明が左右見開ページ（偶数ページ、奇数ページ）にわたり記載してある箇所があるため、印刷する際には、奇数頁を先頭にして白紙ページも含めて両面印刷してご利用ください。

宅地建物取引業の申請にあたっての留意点

- 免許申請書類の作成は、この説明書（手引）をお読みのうえ行ってください。
- この宅地建物取引業免許申請書等を提出できる者は、個人申請の場合は申請者本人、法人申請の場合は役員及び従業者等、または、申請者より委任を受けた行政書士（その補助者）等の方となります（申請書類の表紙に記名して「職印」を押してください（行政書士法施行規則第9条第2項参照）。また、申請者本人の記名（法人の場合は代表取締役氏名の記載）等がある「委任状」の添付が必要です）。
また、免許申請等の書類の提出は、申請内容等について確認することがありますので、内容を十分説明できる方が提出してください。
更新申請等の郵送申請についてはP 87をご覧ください。郵送方法や提出期限等、注意事項をよく確認し、申請してください。
- 免許申請書の副本（事業者控え）は、免許申請書に記載した事項に変更のあった場合、変更届等を提出する際の参考となるため、免許を受けた後も大切に保存しておいてください。
- 免許更新の申請は、免許の有効期間満了の日の90日前から30日前までの間に手続きをすることが必要です。
- 変更届出事項がある場合は、変更が生じた日から30日以内に変更届を提出しなければなりません。
- この「申請の手引」の内容は、変更になる場合もありますので、随時、建設業課宅建指導グループのホームページをご覧ください。

個人情報の取扱い

- 神奈川県知事は、宅地建物取引業第4条に基づき提出される「宅地建物取引業の免許申請書及びその添付書類」及び同法第9条に基づき提出される「変更届出書及びその添付書類」等（以下「免許申請書等」という。）により取得する個人情報を次の目的で取り扱います。
 - 1 免許申請の審査事務（国土交通大臣及び他の都道府県知事が行う審査事務において相互に取り扱う場合を含む。）
 - 2 免許を受けた者に対する指導監督等の事務（国土交通大臣及び他の都道府県知事が指導監督等事務において相互に取り扱う場合を含む。）
 - 3 免許申請書等の閲覧

案 内 図



所在地

神奈川県住宅供給公社ビル 5階
横浜市中区日本大通33番地

交通案内

- J R、私鉄 「関内駅」北口を出て、徒歩およそ5分
- みなとみらい線 「日本大通り駅」出口2から、徒歩およそ3分

I	宅地建物取引業の概要	6
1	宅地建物取引業とは	6
2	免許の種類	7
3	免許の有効期間	7
4	免許を受けるための要件	8
(1)	免許の基準	8
(2)	免許の申請者	9
(3)	事務所	9
(4)	政令使用人	10
(5)	専任の宅地建物取引士	11
(6)	従業者	13
II	免許の申請手続き	16
1	新規の免許申請	16
(1)	新規免許申請のフローチャート	16
(2)	免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き	17
①	営業保証金を供託する場合	17
②	宅地建物取引業保証協会の社員になる場合	17
③	免許通知が届いてから宅地建物取引士が行う手続き	18
2	更新の免許申請	19
	更新免許申請のフローチャート	19
3	免許申請書の作成	20
4	免許申請に必要な書類のとじ方	21
5	免許申請書記載例	22
(1)	免許申請書（第一面）	24
(2)	〃 申請書（第二面）	27
(3)	〃 申請書（第三面）	28
(4)	〃 申請書（第五面）	29
(5)	宅地建物取引業経歴書（添付書類(1)）	30
(6)	誓約書（添付書類(2)）	34
(7)	相談役及び顧問（添付書類(6)第一面）	36
(8)	100分の5以上の株主又は出資者（添付書類(6)第二面）	38
(9)	専任の宅地建物取引士設置証明書（添付書類(4)）	40
(10)	宅地建物取引業に従事する者の名簿（添付書類(10)）	42
(11)	事務所を使用する権原に関する書面（添付書類(7)）	44
(12)	資産の状況を示す書面（添付書類(5)）	46
(13)	代表者等の連絡先に関する調書添付書類(9)）	48
6	免許申請書の添付書類	50

Ⅲ	「役員等氏名一覧表」の提出について	6 1
Ⅳ	営業保証金供託済届出書	6 2
Ⅴ	宅地建物取引業者名簿登載事項の変更手続き	6 4
Ⅵ	宅地建物取引業免許証書換え交付申請書	7 4
Ⅶ	宅地建物取引業者免許証再交付申請書	7 6
Ⅷ	廃業等届出書	7 8
Ⅸ	宅地建物取引業者営業保証金取戻し	8 0
Ⅰ	営業保証金取戻し手続きについて	8 1
Ⅱ	営業保証金取戻し公告済届出書	8 2
Ⅲ	債権申出書不提出証明書交付請求書	8 3
Ⅹ	宅建業法第50条第2項の届出書	8 4
ⅩⅠ	宅建業免許の更新申請等の郵送受付について	8 8
ⅩⅡ	よくある質問への回答について	9 0
ⅩⅢ	宅地建物取引業免許申請等使用コード一覧 宅地建物取引業免許申請等使用コード一覧	9 6

I 宅地建物取引業の概要

1 宅地建物取引業とは

(1) 宅地建物取引業の範囲

宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）を営もうとする者は、宅地建物取引業法（以下「宅建業法」という。）の規定により、知事または国土交通大臣の免許を受けることが必要です。

宅建業とは、不特定多数の人を相手方として宅地又は建物（以下「宅地建物」という。）に関し、下表の○印の行為を反復または継続して行い、社会通念上、事業の遂行と見ることができ程度の業を行う行為をいいます。

宅建業を営むには、宅建業法に基づく免許が必要になります。

区 分	自 己 物 件	他人の物件の代理	他人の物件の媒介
売 買	○	○	○
交 換	○	○	○
貸 借	×	○	○

自己所有地を不特定多数の者に分譲することは、宅地建物取引業者（以下「宅建業者」という。）が仲介するしないにかかわらず、宅建業となります。

不動産業であっても、不動産賃貸・管理業（不動産賃貸業、貸家業、貸間業、不動産管理業など）は宅建業には該当しません。

(2) 宅地建物の範囲

宅地建物取引業の対象となる「宅地」とは、次のものです。

建物の敷地に供せられる土地	用途地域の内外、地目のいかんを問わず、建物の敷地に供せられる土地であれば全て該当します。現に宅地として利用されている土地だけでなく、宅地化される目的で取引されるものも、宅建業法上の「宅地」となります。
用途地域内の土地	道路、公園、河川、広場、水路の用に供せられる土地を除きます。

「建物」の範囲については、取引の対象となる建物全般で、マンションやアパートの一部も含まれます。

【宅建業に該当するかの個別事例】

○農地、林地、原野も宅地利用の予定があれば対象となります。

○共有制リゾート会員権や（共有制との）併用地リゾート会員権も対象となります。

○海外不動産は、宅建業法の対象になりません。

○宅建業者に情報提供するだけの「タネ屋」行為は宅建業ではありませんが、業者と共同で仲介をすれば宅建業にあたります。

※宅建業に該当するかどうかについて疑義がある場合は建設業課宅建指導グループにお問い合わせください。

(3) 宅建業者または宅建業免許取得を予定している方へ

宅地建物の取引は、一般消費者にとって、他の取引と比べ、生涯に一度程度しか行われないものであり、その取引に関する知識と経験を十分に有していないで取引に臨む場合もあります。

そのため、宅地建物取引を業として行う者には、その資格として、申請者（役員）、政令使用人、専任の宅地建物取引士（以下「取引士」という。）等が宅建業法に規定する欠格要件に該当しないことや、事業を行うにあたり、営業保証金等を供託することや宅建業法を遵守する義務が課されます。

2 免許の種類

宅建業の免許は、個人又は法人どちらでも免許申請することができます。

免許を受けた者を「宅地建物取引業者」（宅建業者）といいます。

次に示すとおり、事務所を設置する場所により、知事免許と大臣免許とに区分されますが、免許の効力に差異はなく、全国どの地域においても宅建業を営むことはできます。

※事務所として、営業する場合については、事務所を新設したことの変更手続きや、営業保証金の供託手続等が必要になってきます。

事務所の設置場所	免 許 権 者	免 許 の 区 分 (申 請 窓 口)
1 の都道府県内にのみ 事務所を設置する場合	本店（事務所）所在地を管轄する 都道府県知事	都道府県知事免許 (左記と同様)
2 以上の都道府県に事 務所を設置する場合	国土交通大臣	国土交通大臣 (本店所在地を管轄する地方整備局 長)

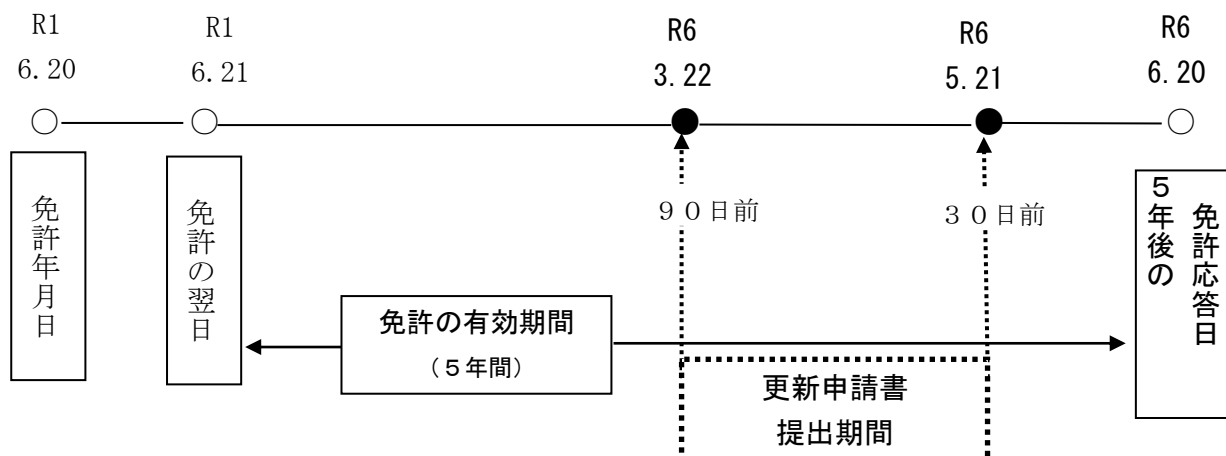
3 免許の有効期間

宅建業の免許の有効期間は**5年間**です。

有効期間は、免許日の翌日から起算して5年後の免許応答日までです。

このとき、有効期間の最終日（免許満了日）が日曜・祝日などであるかどうかにかかわらず、満了日をもって免許は失効し、満了日の翌日から宅建業を営むことができなくなります。

有効期間満了後も**引き続いて宅建業を営む場合**には、**免許の有効期間満了日の90日前から30日前までに、免許の更新申請をする必要**があります。



4 免許を受けるための要件

宅建業の免許を受けるには、宅建業法に規定する欠格要件に該当しないこと及び他の法令の制限に該当しないことが必要です。

なお、次の（３）から（６）に示す基準は大まかな目安を示しています。個々の判断は「宅建業法」「同法政省令」「神奈川県宅地建物取引業法施行細則」「行政実例」などを基準とし、その他「その実態」を調査して行われることとなります。

また、免許を受けた後も、この「欠格要件」に該当することとなった場合には、その免許は取り消されることとなりますので注意してください。

(1) 免許の基準

免許申請者が次の表の欠格要件のいずれかに該当するときには免許されません。

欠 格 要 件 (宅建業法第5条第1項の概要)	
免許申請の手続関係	
①免許申請書やその添付書類中に重要な事項についての虚偽の記載があり、重要な事実の記載が欠けている場合	
申 請 者	
②申請前5年以内に次のいずれかに該当した者	
a 免許不正取得、業務停止処分事由に該当し情状が特に重い場合または業務停止処分違反に該当するとして免許を取り消された者	
その者が法人である場合は、その法人の役員であった者（※1）を含む	
b 前記のいずれかの事由に該当するとして、免許取消処分の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく解散または廃業の届出を行った者	
c 前記の聴聞の公示をされた後、相当の理由なく合併により消滅した法人の役員であった者（※1）	
d 禁錮以上の刑に処せられた者	
e 宅建業法、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反し、又は刑法（傷害、脅迫等）、暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金刑に処せられた者	
f 宅地建物取引業に関し不正または著しく不当な行為をした者	
g 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団員であった者	
③破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
④宅地建物取引業に関し不正または不誠実な行為をするおそれが明らかな者	
⑤心身の故障により宅地建物取引業を適正に営むことができない者	
申請者の法定代理人、役員、政令使用人	
⑥申請者の法定代理人（※2）、役員（※3）または政令使用人（※4）が上記②、③、④または⑤に該当する場合	
事 務 所 の 要 件	
⑦事務所に専任の取引士が設置されていない者	

※1 役員であった者：免許取消処分の聴聞の公示の日前60日以内に役員であった者

※2 法定代理人：営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者の親権者または後見人をいいます。

※3 役員：業務を執行する社員、取締役またはこれに準ずる者（法人に対しこれらの者と同等以上の支配力を有する者を含みます。相談役も顧問、その他いかなる名称を有するかを問いません。）

※4 政令使用人：事務所の代表者で契約締結権限を有する者（支店長、営業所長）

刑の執行が猶予される場合の取扱い

禁錮以上の刑に処せられ執行猶予がついた場合等には、その執行猶予期間中は欠格要件に該当しますが、執行猶予期間が満了して刑の効力が失われた場合にはその時点で欠格要件には該当しません。

(2) 免許の申請者

免許の申請は、個人、法人のいずれでもできますが、特に法人の場合は、「商業登記簿（登記事項証明書）」の事業目的欄に宅建業を営む旨の登記がされていることが必要です。

また、申請書の商号または名称が次のようなものである場合は、免許を受けられないので注意してください。

①法令などによってその商号又は名称の使用が禁止されているもの

②地方公共団体や公的機関の名称と紛らわしいもの

例「〇〇〇県住宅会社」「×××公社」「△△△不動産供給事業団」等

③指定流通機構の名称と紛らわしいもの

例「〇〇〇不動産流通機構」等

④変体がな、図形または符号等で判読しにくいもの

例「M D 3 株式会社」等

(3) 事務所

ア 事務所の範囲

(ア) 本店または支店として商業登記されたもの

商業以外の者である場合は、主たる事務所または従たる事務所

(イ) (ア)のほか、継続的に業務を行うことができる施設を有し、かつ、宅建業に係る契約を締結する権限を有する使用人が置かれている場所

【留意点】

① 本店で宅建業を行わなくても、支店で宅建業を行っていれば本店も「事務所」となります。

この場合、本店には営業保証金の供託および専任の取引士の設置が必要となります。本店であるからには、具体の宅建業を行わなくても、支で行う宅建業について、なんらかの中核管理的な統括機能を果たしているからです。

② 支店の登記があっても当該支店において宅建業を行わない場合は「事務所」として扱われません。その際は、「営業を行わない旨の誓約書」の提出が必要です。

③ 従たる事務所の商業登記を行わない場合は、その他の名称（〇〇営業所、〇〇店等）を用いて申請することとなります。

イ 事務所要件の適格性

物理的にも社会通念上も独立した業務を行いうる機能をもつ事務所として認識できる程度の形態を備えていることが必要です。

① テント張りやホテルの一室などは認められません。

② 1つの部屋を他の者と共同で使用する場合も原則として認められません。

ただし、一定の高さ（180cm程度以上）のある固定式のパーテーションなどにより仕切られ、他の事務所などの一部を通らずに、該当事務所に直接出入りができるときは、独立性が保たれていると認められる場合があります。（申請・届出の際、**写真及び平面図でその事実が確認出来るように**してください。）

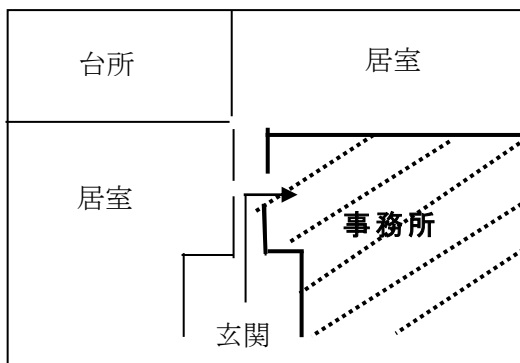
③ 区分所有建物などの一室を自宅と事務所として利用する場合には、その区分所有建物の管理規約上、事務所としての使用が認められており、かつ、住居部分と区別され独立性が保たれている必要があります。（申請・届出の際、**写真及び平面図でその事実が確認出来るように**してください。）

また、管理規約上、事務所の使用が認められない場合や商号の掲出が難しい場合など、消

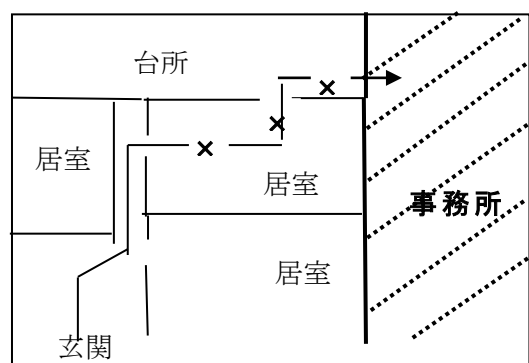
費者等が出入りする事務所として安定して使用することが困難と認められる場合は、事務所として使用することはできません。

住宅の一部を事務所とする場合

(可)



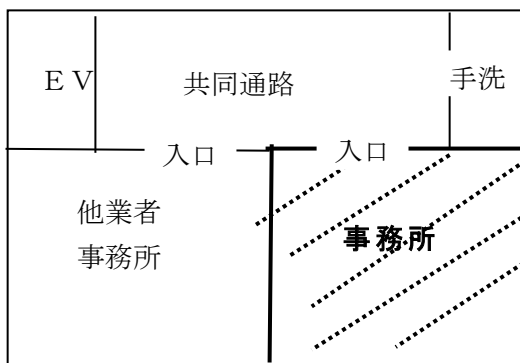
(不可)



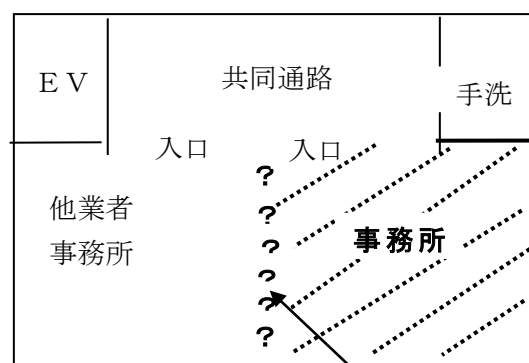
- ※ ①玄関部分から事務所に他の部屋を通らずに行ける。
 ②事務所を通らずに居住部分に入ることができる。
 ③生活部分と壁などで明確に区切られている
 ④事務所としての形態が整えられ、かつ、事務所としてのみ使用している。

同一の部屋（フロー）に他業者と同居する場合

(可)



(不可)



事務室が相互に仕切られていない等。

- ※ ①入口部分から、他の事務所内を通らずに、申請者の事務所に行ける。
 ②他の事務所が、申請者の事務所内を通らずに行ける場所にある。
 ③他業者と固定式のパーティション(180cm程度以上)などで明確に区切られている。
 ④事務所としての形態が整えられ、かつ、事務所としてのみ使用している。
 ※ 申請時点での、間取り図及び写真（事務所内部全面・入口からの経路・入口（商号又は名称の表示・看板・郵便受け等）・建物全体）が必要です。

(4) 政令使用人

ア 政令使用人の位置づけ

政令使用人とは、宅建業法施行令第2条の2で定める使用人のことで、「宅建業に係る契約を締結する権限」（通常、支店長、営業所長などが該当します。）を有する従事者のことです。申請者である代表取締役等が常勤する事務所には、政令使用人を置く必要はありません。

従たる事務所で、申請者である代表取締役等が常勤していない事務所には、政令使用人を置く必要があります。政令使用人はその事務所に常勤することが必要です。

イ 政令使用人設置の要否

事 務 所 の 体 制		設置の要否
主たる事務所 (本店)	申請者である代表取締役が常勤する	×
	代表者である代表取締役が常勤しない	○
	申請者である代表取締役が他法人の代表取締役を兼務する	△
	申請者である代表取締役が他法人の役員を兼務する	△
従たる事務所 (支店)	申請者である代表取締役が常勤する	×(注1)
	申請者以外の代表取締役が常勤する	○(注2)
	専任の取引士のみが常勤する	○

○：政令使用人を設置する必要があります。

△：他の法人における勤務状況により判断されます。

×：設置する必要はありません。

(注1)：この場合、代表取締役以外の者の政令使用人の設置は不要ですが、免許申請上は代表取締役を政令使用人として申請してください。併せて、本店には政令使用人の設置が必要となります。

(注2)：申請者以外の代表取締役は、申請者である代表取締役と権限は同等ですが、従たる事務所に常勤する場合には、免許申請上は政令使用人として設置します。

(5) 専任の宅地建物取引士

ア 専任の宅地建物取引士の数

宅建業者は、事務所や宅建業法第50条2項に規定する案内所等には一定の数の専任の取引士を置かなければなりません。

このことに抵触する事務所等を開設してはならず、免許後に既存の事務所等が抵触するに至ったときは、2週間以内に新たに補充をするなど必要な措置をとらなければなりません。

区 分	法律に規定する専任の取引士の人数
事 務 所	業務に従事する者5人に1人以上の数
案 内 所 等 (宅建業法第50条第2項関係)	1人以上

イ 専任性認定の要件

「専任」とは、①その事務所に常勤すること（常勤性）と宅建業に専ら従事する状態にあること（専従性）の2つの要件を満たしている必要があります。

なお、常勤性、専従性の意義は、時間的空間的概念に止まらず、業務に専心することの意味であり、**原則として他に業務を持ちえないものであること。**

専任の取引士となる者が、通常の通勤が不可能と認められる場所に住んでいる場合等には専任の取引士に就任することはできません。

専任の取引士の兼業については、**その法人等が宅建業者であるかないかに関わらず、他の事務所に従事している者や他の法人の代表者（代表取締役等）である者は、「専任」とは認められません。**

また、監査役は、専任の取引士となることができません。

ウ 業務に従事する者 ※13ページの下部の表を参照

宅建業の業務に従事する者については、個人業者本人や法人業者の代表者、直接営業に従事する者は必ず含まれます。

宅建業のみを営んでいる（専業）業者の場合、常勤役員の全てが含まれるほか、庶務・経理などの一般管理部門に従事する者も含まれます。

継続的な雇用関係にある者であれば、パートタイマーなど形態を問わず、宅地建物の取引に直接関係する業務に従事する者は含まれます。

他に兼業を営んでいる業者の場合、宅建業と兼業業務との業務量を斟酌して判断します。

具体的には、宅建業を主としている者は業務に従事する者に含まれます。また、庶務・経理などの一般管理部門の者も兼業の業務比率に応じて、業務に従事する者に含まれます。
例：建設業と宅建業を1：2の割合で営んでいて、会社に経理が9人いた場合、宅建業に従事する者は9人×3分の2で、6人となります。

エ 専任の宅地建物取引士が他の業務を兼業する場合の適否

専任の取引士は、宅建業に専任しなければならないことから、原則として他に業務を持ちえないものであることが必要となりますが、他の職業を兼務する場合の認否については、次表を参考にして勤務実態、業務量を斟酌して判断することとなります。

兼 務 す る 職 業 等			専 任 性 の 認 否	備 考
同一法人内	建築士法上の専任の管理建築士		△	兼務する職業を所管する法令において、専任する者の兼任を認めていない場合は不可。
	建設業法上の専任の技術者			
	不動産鑑定評価法上の専任の不動産鑑定士			
	宅建業以外の業務との兼業		△	—
同一個人業内	同一事務所	行政書士・土地家屋調査士等の士業	△	士業関連法令において、専任する者の兼任を認めていない場合は不可。
		小売業・飲食業等	△	兼業部門について代替要員が確保されている等、常時宅建業を優先して勤務できる体制であることが前提。
	別事務所	行政書士等の士業を含め全ての業態	×	—
他の法人、士業等個人業に勤務	代表者		×	—
	常勤役員		×	—
	非常勤役員		○	非常勤証明書の提出が必要
	従業員		×	非常勤、アルバイト、パート等いかなる雇用形態でも認められない。
議員(国、都道府県、市区町村)			×	—

注 ○：専任性は認められる。×：専任性は認められない。

△：専任性は原則として認められないが、専任の取引士業務と他の兼業の業務量等を斟酌して、専任性が妥当と認められる場合には、専任性を認める。

なおこの専任の取引士が他の業務を兼業する場合の適否の判断、審査については、「出勤簿

の押印状況」「給与等の支払を証するもの」「定期券の有無（遠距離通勤の場合等）」「兼務する法人に係る商業登記簿登記事項証明書」「兼務する法人が発行する非常勤証明書」などの書類により、前記の事実関係を確認することになります。

(6) 従業者

(5) のウ「業務に従事する者」のほか、一時的に事務の補助を行う者や非常勤役員なども含まれます。

なお、宅建業者は「従業者証明書」を発行して従業者に携帯させ、従業者名簿を事務所ごとに整備しなければなりません。

【従業者証明書について（14 ページ参照）】

- 宅建業者は従業者に従業者証明書を携帯させなければならず、従業者証明書を携帯していない者が業務に従事することのないようにしなければなりません。その範囲は「業務に従事する者」に非常勤の役員と単に一時的に事務を補助する者を加えたものであり、代表者を含みます。
- 一時的に業務に従事する者に携帯させる証明書の有効期間については、他の者と異なり業務に従事する期間に限って発行するなど悪用防止に努めなければなりません。
- また、従業者証明書を発行した者についてはすべて従業者名簿に記載し、取引の関係者から求められたときには閲覧に供しなければなりません。
- なお、神奈川県に登録している取引士が従事先の登録を申請する場合には、当該取引士は従業者証明書を提示することが求められます。
- 従業者証明書の番号**は、新規免許の申請時に従事者になる予定の者については、予め従業者証明書番号（**原則6桁の数**）を定め、その番号を記載します。この場合の番号の定め方は申請時の年月を基準とし、上2桁を西暦年数の下2桁の数を当て、次の2桁を申請月の該当月の数を当て、下2桁を社内の整理番号とします。→42 ページ参照

【従業者名簿について（15 ページ参照）】

- 主たる職務内容の欄には、代表者又は役員である場合は役職名を記入し、それ以外の者については、総務、人事、経理、財務、企画、設計、広報、営業等に区分して記入します。
- また、記載されている従業者が退職又は異動によりその事務所に勤務しなくなった後も、その記録を廃棄してはならず、最後の記載をして名簿を閉鎖した時点から10年間保存しなければなりません。
- なお、本名簿は取引士の登録の際の実務経験を証明するための資料にもなります。

宅地建物取引業にかかる従業者

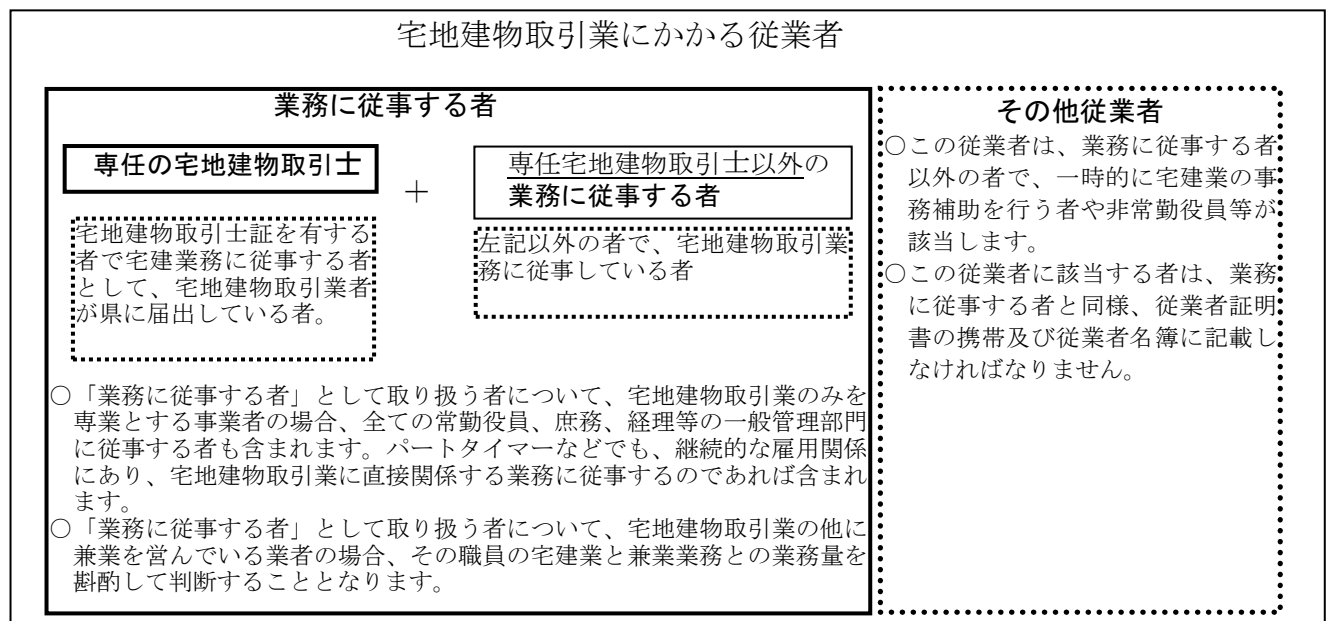
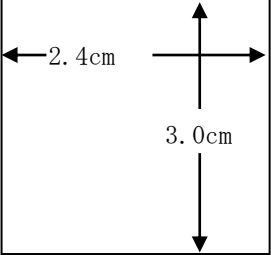


表	
	従業者証明書 従業者証明書番号 従業者氏名 業務に従事する 事務所の名称 及び所在地 この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。 証明書有効期間 年 月 日から 年 月 日まで 免許証番号 国土交通大臣（ ）第 号 知事 (年 月 日生) (年 月撮影) 商号又は名称 主たる事務所の所在地 代表者氏名 印
← 8. 5 4 7 c m 以上 ~ 8. 5 7 2 c m 以下 → 5 . 3 9 2 c m 以上 5 . 4 0 3 c m 以下	
裏	

備 考
宅地建物取引業法抜粋 第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備 考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
 - ・ 第1桁及び第2桁には、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2桁を記載するものとする。
 - (2) 第3桁及び第4桁には、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3桁は0とし、第4桁にはその月を記載するものとする。
 - (3) 第5桁以下には、従業者ごとに重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときには、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は、青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。

従業者名簿

[illegible]

※この名簿は、通常、A4版の横版で作成することが一般的です。

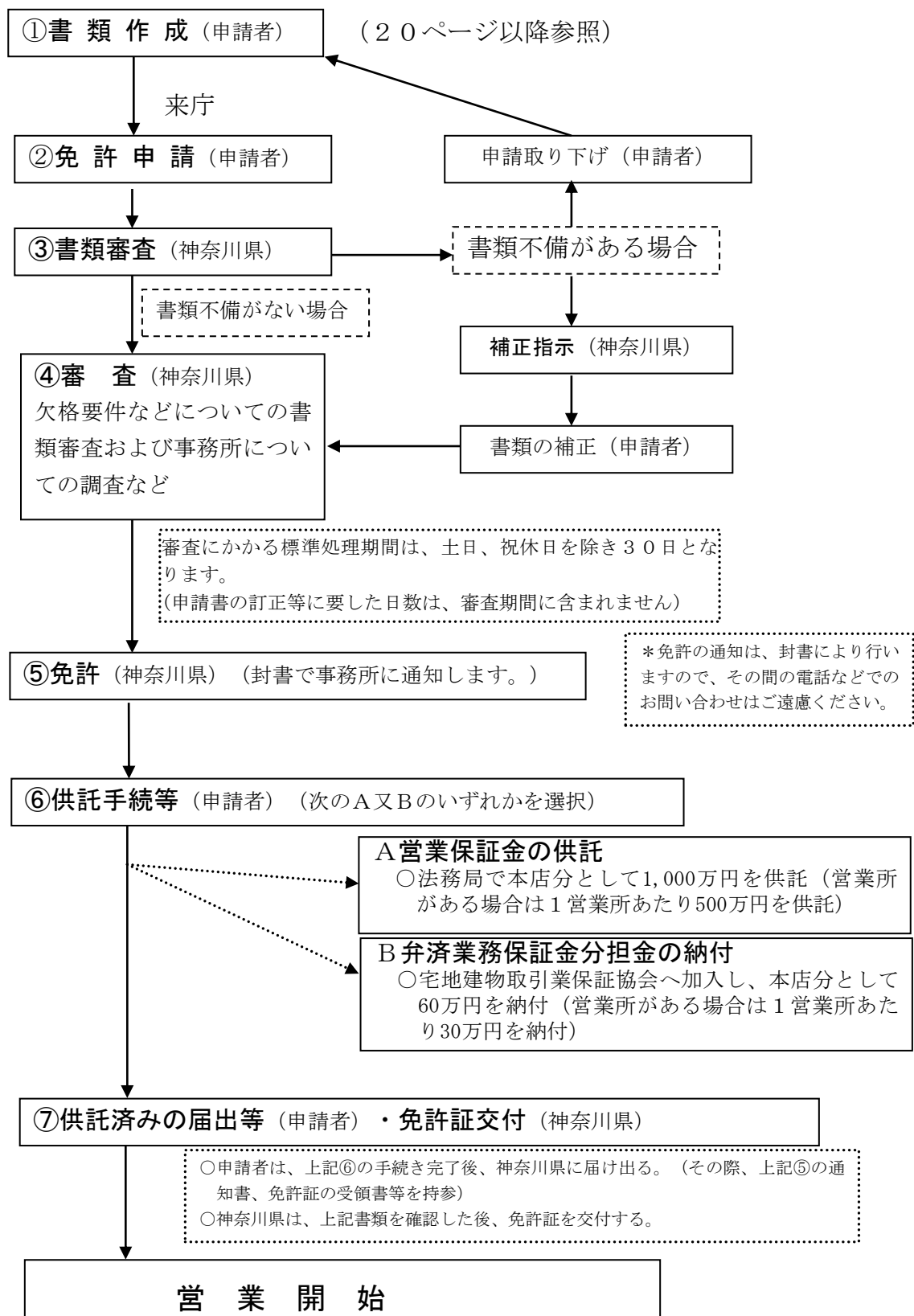
備考

- 1 「従業者証明書番号」の欄には、法第48条第1項の証明書の番号を記入すること。
- 2 「宅地建物取引士であるか否かの別」の欄には、宅地建物取引士である者には○印をつけること。
- 3 一時的に業務に従事する者についても記載すること。
- 4 記載すべき事由が発生した場合には、2週間以内に記載すること。なお、記載事項について変更、訂正等をするときは、変更、訂正等をする前の文字等は、なお読むことができるようにしておくこと。

Ⅱ 免許の申請手続き

1 新規の免許申請

(1) 新規免許申請のフローチャート



※免許換え (新規) の免許申請は、基本的に新規の免許申請に準じます。

(2) 免許通知が届いてから営業を開始するまでの手続き

免許になったからといって、直ちに宅建業の営業ができるわけではありません。万一、取引で消費者に損害を与えた場合、その被害を最小限に抑えるため、宅建業法は、営業保証金制度と弁済業務保証金制度の二つの制度を設けています。営業を開始するには、この手続きを済ませる必要があります。

免許になると、その旨の「通知書」、「免許証受領書」、「営業保証金供託済届出書」（61ページ参照）が郵送されます。

この通知書が届いたら、**免許の日から3か月以内に、①営業保証金を供託所に供託するか、②宅地建物取引業保証協会の社員になり弁済業務保証金分担金を納付**する必要があります。

①、②いずれかの手続きが済みましたら、神奈川県知事あて（窓口は建設業課宅建指導グループ：表紙参照）に所定の届出をする必要があります。

この届出を行い、免許証の交付を受けてから初めて宅建業の営業をすることができます。免許証は、「通知書」及び「免許証受領書」と引き換えに交付します。

※ 免許日から3か月の期日を経過して、①、②のいずれかの手続きを済ませていないときは、未供託業者として免許を取り消されることがありますので、注意してください。

① 営業保証金を供託する場合

ア 免許の通知が届いたら、主たる事務所（本店）の所在地を管轄する供託所へ法定の営業保証金を供託してください。

※ 営業保証金 主たる事務所（本店）・・・1,000万円
 従たる事務所（支店）・・・500万円（1店舗あたり）

なお、供託をするときに必要なものは、供託物（現金・法定の債券など）、免許の通知書などですが、詳しいことは、最寄りの供託所に問い合わせてください。

イ 供託を終えたら、「**営業保証金供託済届出書**」正本1部、副本1部に「**供託書**」の原本とコピーを添えて神奈川県知事へ届け出てください。

このとき、免許の「**通知書**」及び「**免許証受領書**」を忘れずに持参してください。

供託所一覧

横浜地方方法務局本局	横浜市中区北仲通5-57	(045)641-7461(代)
〃 湘南支局	藤沢市辻堂神台2-2-3	(0466)35-4620
〃 川崎支局	川崎市川崎区宮前町12-11	(044)244-4166
〃 横須賀支局	横須賀市新港町1-8	(046)825-6511
〃 西湘二宮支局	中郡二宮町二宮1240-1	(0463)70-1102
〃 厚木支局	厚木市寿町3-5-1	(046)224-3163
〃 相模原支局	相模原市中央区富士見6-10-10	(042)753-2110

② 宅地建物取引業保証協会の社員になる場合

宅地建物取引業保証協会（以下「保証協会」という。）は、国土交通大臣の指定を受けた公益社団法人で、宅建業者を構成員（社員）とする組織です。保証協会は、社員の宅地建物取引に関する苦情の解決や社員のために営業保証金の還付と同様の弁済業務を行っており、社員はその分担金（弁済業務保証金分担金）を納付する必要があります。

弁済業務保証金分担金を納付し保証協会の社員となった者は、営業保証金の供託を免除されます。

保証協会の社員となった後に免許の「通知書」及び「免許証」を忘れずに神奈川県へ持参してください。

※ 分担金 主たる事務所（本店）・・・60万円
 従たる事務所（支店）・・・30万円（1店舗あたり）

国土交通大臣の指定を受けた保証協会には2団体があり、神奈川県内の連絡先は次のとおりです。

保証協会はどちらか一方にしか加入できません。

※ 保証協会の社員になるには、協会の入会審査を受ける必要があります、その際、分担金のほか、入会金などの**諸経費が必要**になりますので、事前に十分な確認をしてください。

a (公社)全国宅地建物取引業保証協会神奈川本部

横浜市中区住吉町6-7 6-3 (神奈川県不動産会館)

電話(045)633-3033

b (公社)不動産保証協会 神奈川県本部

横浜市西区北幸1-1 1-15 横浜STビル6階

電話(045)324-2001

③ 免許通知が届いてから取引士が行う手続き

取引士は、法第20条に基づき、登録を受けている事項に変更があったときは、遅滞なく、変更の申請をしなければならない、となっています。

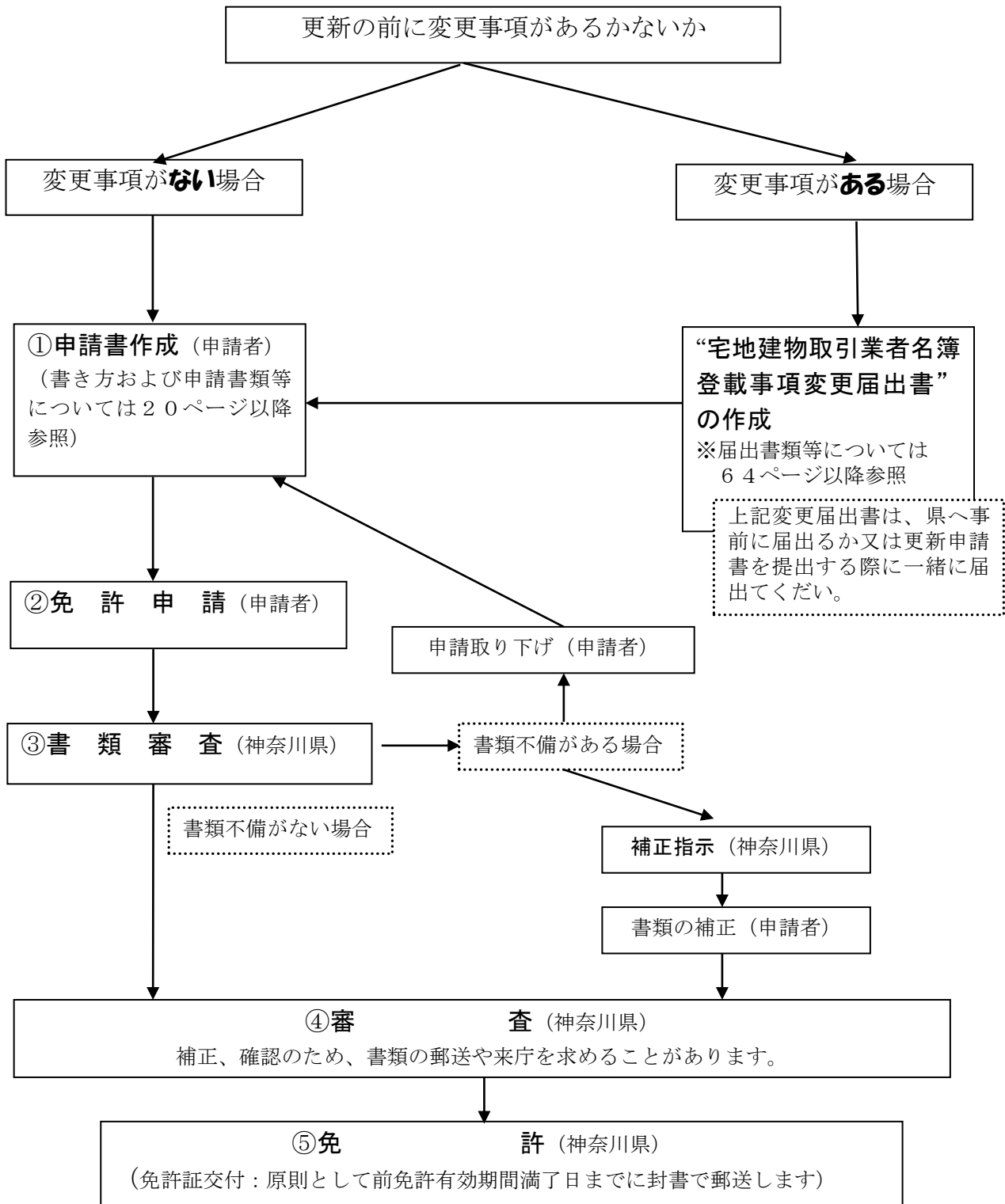
つまり取引士は、従事する業者が免許を受けた場合も、従事している宅建業者の商号・名称や免許番号を登録している都道府県に届け出なければなりませんので、必ず、登録をしている都道府県へ「宅地建物取引士資格登録簿変更申請書」を提出するようにしてください。

その業者が新規免許を取得した場合は、その業者の免許有効期間開始日からの日付となります。

2 更新の免許申請

更新免許申請のフローチャート

- ※ 免許の**有効期間満了の日の90日前から30日前**までの間に更新の免許申請手続きをすることが必要です。
- ※ 届出事項に変更がある場合は、**変更が生じた日から30日以内に変更届を提出**しなければなりません。



3 免許申請書の作成

- (1) 次ページの表に従って必要書類をそろえ、番号順に並べて、左側に2穴パンチャーで穴あけをして紐でとじてください。

※ 申請書類は、建設業課宅建指導グループホームページからダウンロードすることができます。

(2) 書類の提出部数

正本1部、副本1部（副本は申請者控えとして返却します。）

※ 副本は、添付書類も含めてすべてコピーで構いませんが、必ず持参してください。

- (3) 各書類の記入例および説明については、22ページ以降も参照してください。

- (4) 身分証明書や商業登記簿の履歴事項全部証明書などの官公庁が発行する証明書類は、申請時点で発行日から3か月以内のものを使用してください。

- (5) 代表者、役員、政令使用人、専任の取引士のうち、**宅地建物取引士資格登録している者にあつては、同資格登録事項**（氏名、住所、本籍、勤務先の商号・名称（有限会社を株式会社にするなどの商号変更を含む。））**に変更があった場合、**所定の「**宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書（第7号様式）**」によりあらかじめ登録している都道府県で申請手続きを済ませてください。（神奈川県登録の方の場合は、建設業課宅建指導グループで手続きをしてください。）

- (6) その他

審査の必要上、次ページ以外の資料を提出していただくことがあります。

4 免許申請に必要な書類のとじ方

書類はこの順番に揃え、**左側に2つ穴を開け、紐でとじて**提出してください。

順 番	書 類 名	説 明	書類の可否		ペー ジ
			法人	個人	
1	免許申請書（別記様式第1号）	商号又は名称、代表者又は個人に関する事項等	○	○	24
2	〃	案内図（事務所付近の地図）	○	○	26
3	〃（第二面）	役員に関する事項（法人の場合）	○	▲	27
4	〃（第三面）	事務所、政令使用人、専任の宅地建物取引士に関する事項	○	○	28
5	〃（第四面）	専任の取引士に関する事項（続き）	○	○	28
6	〃（第五面）	登録免許税納付書・領収証書、収入印紙又は証紙はり付け欄	○	○	29
7	免許申請書（様式第二号） 添付書類(1) 第一面	宅地建物取引業経歴書（代理又は媒介の実績）	○	○	30
8	添付書類(1) 第二面	宅地建物取引業経歴書（売買・交換の実績）	○	○	31
9	添付書類(2)	法第5条に該当しないことの誓約書	○	○	34
10	添付書類(6) 第一面	相談役、顧問の住所、氏名（法人の場合）	○	▲	36
11	添付書類(6) 第二面	5%以上の株主、出資者の住所、氏名又は名称、出資金の額（法人の場合）	○	▲	38
12	添付書類(4)	専任の取引士の設置証明書	○	○	40
13	添付書類(10)	宅地建物取引業に従事する者の名簿	○	○	42
14	添付書類(7)	事務所を使用する権原に関する書面	○	○	44
15	添付書類(5)	資産の状況を示す書面	×	○	46
16	添付書類(9)	申請者（法人の場合は役員全員）及び政令使用人の氏名、住所並びに電話番号その他の連絡先を記載した書面	○	○	48
17	身分証明書(国内に在留する外国籍の場合は不要)	申請者（法人の場合は役員全員、相談役、顧問）、政令使用人について、本籍地の市町村が発行する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者ではなく、成年被後見人・被保佐人でないことの証明書	○	○	50
18 ※	登記されていないことの証明書	申請者（法人の場合は役員全員、相談役、顧問）、政令使用人について、法務局（本局）が発行する成年被後見人、被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書	○	○	50
19 ※	医師の診断書	申請者（法人の場合は役員全員、相談役、顧問）、政令使用人について、契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書	○	○	50
20	添付書類(3)	申請者（法人の場合は役員全員）、政令使用人の略歴書	○	○	51
21	添付書類(8)	専任の宅地建物取引士、相談役及び顧問、法定代理人の略歴書	○	○	51
22	非常勤証明書	専任の取引士が他法人の役員を兼務している場合（代表取締役の兼務はできません。）に必要。	○	○	51
23	退職証明書	専任の宅地建物取引士の直前の勤務先の退職証明書（新規申請で1年以内に退職の履歴がある場合） ※退職先が宅建業者ではない場合も必要。また、前勤務先との雇用形態がいかなる場合でも必要。	○	○	51
24	代表者の住民票	（抄本）※個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの	×	○	56
25	登記事項証明書	商業登記簿の履歴事項全部証明書	○	×	56
26	総会議事録	（組合のみ）	○	×	56
27	貸借対照表及び損益計算書	直前期（12か月以上）の貸借対照表及び損益計算書 ※一期目の決算をしていない場合は、開始時の貸借対照表	○	×	56
28	納税証明書（国税その1）	法人の場合は法人税、個人の場合は所得税の直前期（12か月以上）又は直前1年の納税証明書	○	○	57
29	事務所の写真	印刷がカラーで鮮明なもの	○	○	57
30	事務所の平面図等	事務所の独立性が確認できるもの	○	○	60

※ 18か19いずれかの提出が必要です。

▲：空欄で提出

別綴書類

※**役員等氏名一覧表**は、**とじ込まずに提出**してください。

31	役員等氏名一覧表	申請者（法人の場合は役員全員、相談役、顧問）及び政令使用人の氏名一覧表	○	○	61
----	----------	-------------------------------------	---	---	----

5 免許申請書記載例

◎ 各面共通

- (1) 申請先は、「神奈川県知事」としてください。
- (2) *印欄は記入しないでください。
- (3) 記入にあたっては、黒色のボールペンなどで記入してください（鉛筆や消えるペンは不可）。
- (4) 法人の場合、商号・所在地は、商業登記簿に登載されているとおりに記入してください。
- (5) 「住所市区町村コード」の欄は「市区町村コード表」（96～97ページ参照）を参照してください。
- (6) 「項番30」については、必ず記入してください。

※ 「住所又は所在地」の欄の記入にあたっては、次の区分に従い記入してください。

① 政令指定都市（横浜市、川崎市、相模原市）の場合

例 「横浜市中区山下町1丁目32番地」

市区町村コード	1	4	1	0	4	神奈川県	都道府県	横浜	市	中区	区町村
住所又は所在地	山	下	町	1	-	3	2				

区まで記入

② 政令指定都市以外の市の場合

例 「横須賀市日の出町2の9の11」

市区町村コード	1	4	2	0	1	神奈川県	都道府県	横須賀	市	区町村
住所又は所在地	日	の	出	町	2	-	9	-	1	1

市まで記入

③ 郡（町村）の場合

例 「足柄下郡湯河原町中央2の2の1」

市区町村コード	1	4	3	8	4	神奈川県	都道府県	足柄下	市	湯河原	区町村
住所又は所在地	中	央	2	-	2	-	1				

町まで記入

免 許 申 請 書

(第一面)

宅地建物取引業法第4条第1項の規定により、同法第3条第1項の免許を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

令和元年 5月 15日

神奈川県知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**
郵便番号 **(231-0021)**

主たる事務所の所在地 **横浜市中区日本大通1**

氏 名 **神 奈 川 太 郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)
電 話 番 号 **(045) 210-1111**
ファクシミリ番号 **(045) 210-0012**

受付番号 受付年月日 申請時の免許証番号
※ ※ **1 4 (1) 1 2 3 4 5**

(有効期間：平成26年7月6日～令和元年7月5日)

免許の 種 類	1. 新規	免許換え後の免 許権者コード	※	免許証番号	国土交通大臣 () 第			
	2. 免許換え新規			※	免許年月日	年	月	日
	3. 更新			※	有効期間	年	月	日から
					年	月	日まで	

項番

◎ 商号又は名称

フリガナ	カフ・シキカ・イシャ カナカ・ワフト・ウ	法人・個人の別 1 1. 法人 2. 個人
商号又は 名 称	株 式 会 社 神 奈 川 不 動 産	

確認欄

※

◎ 代表者又は個人に関する事項

役名コード	0 1	登録番号	1 4 - 2 1 1 1 1 -
フリガナ	カナカ・ワ	氏 名	タロウ
氏 名	神 奈 川 太 郎	生年月日	S - 1 0 年 1 0 月 1 0 日

確認欄

※

◎ 宅地建物取引業以外に行っている
事業がある場合にはその種類◎ 所属している不動産業関係業界団体がある場合には
その名称

(新規申請は記入不

いずれか
を記入

要)

業 業 コ ー ド	0 5	建設業
	1 1	不動産賃貸業
	1 2	不動産管理業

◎ 資本金 (千円)

1 0 0 0 0

億 千万 百万 十万 万 千

所 属 団 体 コ ー ド	0 4	全宅	(加入: R1年 7月25日)
	0 5	全日	(加入: R1年 7月25日)
	5 0		(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)
			(加入: 年 月 日)

確認欄

※

第一面

左記ページの説明

(1) 申請時の免許証番号

更新・免許換えのみ右詰めで記入し、新規申請の場合は記入しないでください。

1	4
---	---

 (1)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

 (神奈川県知事(1)12345号の場合)

↓

免許権者コード (97ページの表参照)
※神奈川県は「14」です。

(2) 商号又は名称

- ① 商業登記簿に登載されている「商号又は名称」を記入してください。
- ② 「フリガナ」の欄は、カタカナで上段より左詰めで記入し、濁点・半濁点は1文字として記入してください。

(3) 代表者又は個人に関する事項

- ① 「役名コード」の欄は、97ページを参照してください。例えば代表取締役は「01」です。
- ② 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士登録をしている場合のみ右詰めで記入してください。

登録番号

1	4
---	---

 -

2	1	1	1	1
---	---	---	---	---

 -

--

 (神奈川県登録第21111号) の場合

↓

登録都道府県 (「都道府県コード表」参照)

↑

「選考」で登録している者のみ。
「1」を記入。

- ③ 「生年月日」の欄は、次のように記入してください。(昭和14年8月16日生の場合)

生年月日

S

 -

1	4
---	---

 年

0	8
---	---

 月

1	6
---	---

 日

↓

明治・M
大正・T
昭和・S
平成・H
令和・R

※1桁数字の場合、前に「0」をつける。

- (4) 「兼業コード」の欄は、98ページを参照してください。

実際に収入があるもの又は収入が予定されているもののみ記入してください。

なお、宅建業以外に行っている事業がない場合には「50」を記入してください。

- (5) 「資本金」の欄は、法人のみ右詰めで記入してください。

商業登記簿に登載されている金額を千円単位で記入してください。

- (6) 「所属団体コード」の欄は、98ページの表を参照してください。新規申請の場合は空欄です。

【(公社)全国宅地建物取引業協会連合会は04、(公社)全日本不動産協会は05、加入していない場合(直接供託)は50です。】

- (7) 「電話番号」は、自宅とは異なる電話の番号を記載してください。

従たる事務所がある場合は、記入する前に、この案内図の様式をコピーして作成して、次のページにとじ込んでください。また、各事務所の名称も記入してください。

案内図 (最寄駅から)

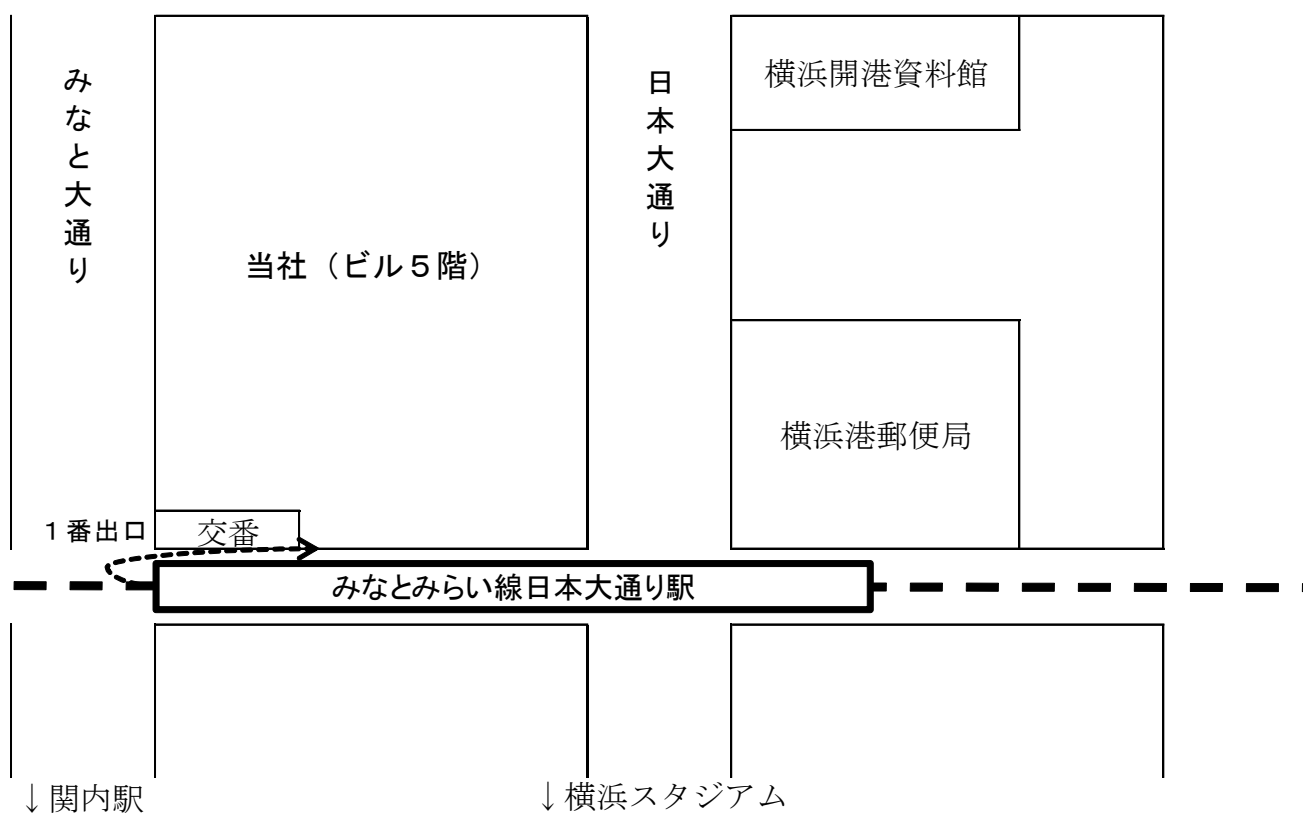
横浜高速鉄道みなとみらい線 日本大通り駅 より 行 バス
(1番出口)
所要時間 分 バス停下車 徒歩 1 分

駅から主な目標を順路に従い記入してください。

最寄駅からバスに乗車する場合、上記に加えて「バスの行先」「バス乗車時間」「最寄りのバス停名」を記入

象の鼻パーク

山下公園→



(第二面)

1 2 0

受付番号

※

申請時の免許証番号

1 4 (1) 1 2 3 4 5

項番 ◎ 役員に関する事項 (法人の場合)

21	役名コード	0 2	登録番号		—														
	フリガナ	ヤマタ	イ	チロウ															
	氏 名	山田	一郎																
	生年月日	S	—	1 1	年	1 1	月	1 1	日										

確認欄

※

21	役名コード	0 3	登録番号		—														
	フリガナ	タナ	ハ	ナ	コ														
	氏 名	田中	花子																
	生年月日	S	—	1 0	年	0 8	月	0 6	日										

確認欄

※

21	役名コード		登録番号		—														
	フリガナ																		
	氏 名																		
	生年月日		—		年		月		日										

確認欄

※

第二面

(1) 役員に関する事項 (法人の場合)

- ① この面は、法人のみ記入してください。個人の場合は記入せずに空欄で添付してください。
- ② 第一面で項番12に記入した代表者は、記入しないでください。
- ③ 1枚に書ききれない場合は、この様式を建設業課宅建指導グループのホームページから複数枚出力後、記入して次のページにとじ込んでください。
- ④ 「役名コード」の欄は、95ページを参照してください。例えば、取締役は「02」、監査役は「03」です。
- ⑤ 「登録番号」の欄は、宅地建物取引士登録をしている場合のみ右詰で記入してください。
- ⑥ その他の欄の記載は、第一面の代表者欄の記載と同様です。

(第三面)

1 3 0

受付番号

申請時の免許証番号

※

1 4 (1) 1 2 3 4 5

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所	2. 従たる事務所	※ 事務所コード			
事務所の名称	本 店						

◎ 事務所に係る事項

31

郵便番号	2 3 1 - 0 0 2 1											
所在地市区町村コード	1 4 1 0 4 神奈川県 横浜 市 中 区											
所在地	日本大通 1											
電話番号	0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1											
従事する者の数	6											

確認欄

※

◎ 政令第2条の2で定める使用人に関する事項

32

登録番号		-										
フリガナ												
氏 名												
生年月日		-			年			月			日	

確認欄

※

◎ 専任の宅地建物取引士に関する事項

41

登録番号	1 4 - 2 1 1 1 1 -											
フリガナ	カナガワ タロウ											
氏 名	神奈川 太郎											
生年月日	S	-	10	年	10	月	10	日				

確認欄

※

41

登録番号	1 3 - 5 5 5 5 5 5 -											
フリガナ	トウキョウ ジロウ											
氏 名	東京 次郎											
生年月日	S	-	24	年	5	月	26	日				

確認欄

※

41

登録番号		-										
フリガナ												
氏 名												
生年月日		-			年			月			日	

確認欄

※

※従たる事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

従たる事務所がある場合は、記入する前に申請書のこのページをコピーして、次のページにとじ込んでください。

(1) 事務所に係る事項

左記ページの説明

- ① この項は「事務所」に関して記入してください。
法人の場合で、「主たる事務所」（本店）については商業登記簿に本店として登載されているとおりに「所在地」を記入してください。
- ② 「所在地市区町村コード」は、96～97ページを参照してください。
- ③ 「電話番号」の欄は、市外局番・市内局番・電話番号をそれぞれ「―（ハイフン）」で区切り、左詰めで記入してください。
- ④ 「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください。（40、42ページに記載する人数です。）
※ 従事する者については、12ページを参考にしてください。

(2) 政令第2条の2で定める使用人については、10ページを参考にしてください。

(3) 専任の宅地建物取引士に関する事項

- ① この項は、「事務所の専任の取引士」に関して記入してください。
- ② 第三面に書ききれない場合は、第四面に続けて記入し、更に不足する場合第四面をコピーして記入して、次のページにとじ込んでください。
※専任の取引士については、11ページを参考にしてください。

第五面

免許申請書の手数料

(1) 紙申請の場合 33,000円

- ・ 神奈川県知事免許の新規申請(他都道府県からの免許換え含む)、更新申請の場合は、神奈川県収入証紙33,000円分(消印無効)を貼付してください。
- ・ 窓口がある神奈川県住宅供給公社ビル内に証紙販売所はありません。申請前に最寄りの証紙販売所でご購入ください。
- ・ 令和7年10月以降は、窓口キャッシュレス及び納付書による納付を予定しています。
◆「神奈川県収入証紙販売所のご案内」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/f8r/shoushi/top.html>
◆「申請手続きのキャッシュレス決済について(建設業課)」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cashless.html>

(2) 電子申請(eMLIT)の場合 26,500円

- ・ 令和7年4月1日から、電子申請(eMLIT)での受付を開始しました。電子申請(eMLIT)については、建設業課宅建指導グループホームページをご確認ください。
◆「電子申請(eMLIT)について(宅地建物取引業関係)」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u2h/cnt/f531874/emlit/menkyo.html>

添 付 書 類 （ 1 ）

（第一面）

宅 地 建 物 取 引 業 経 歴 書

1. 事業の沿革

最初の免許	組 織 変 更					
H6年 6月25日	H15年 9月1日	H25年 2月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	商号変更	増資				

2. 事業の実績

イ．代理又は媒介の実績
（「売買・交換」の欄の上段には売買の実績を、下段には交換の実績を記入してください。）

期 間		25年12月 1日から 26年11月 30日まで の1年間		26年12月 1日から 27年11月 30日まで の1年間		27年12月 1日から 28年11月 30日まで の1年間		28年12月 1日から 29年11月 30日までの 1年間		29年12月 1日から 30年11月 30日まで の1年間	
内 容	種 類	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借	売買・交換	貸 借
	宅 地	件 数 3								1	
	価 額 (千円)	42,161								82,300	
	手数料 (千円)	1,000								2,100	
建 物	件 数		1				3		5		3
	価 額 (千円)										
	手数料 (千円)		100				250		410		270
宅 地 及 び 建 物	件 数	1				12		3			
	価 額 (千円)	85,000				780,000		177,000			
	手数料 (千円)	1,450				4,600		4,300			
合 計	件 数	4	1			12	3	3	5	1	3
	価 額 (千円)	127,161				780,000		177,000		82,300	
	手数料 (千円)	2,450	100			4,600	250	4,300	410	2,100	270

ロ. 売買・交換の実績

期 間			25年12月 1日 から 26年11月 30日 までの1年間	26年12月 1日 から 27年11月 30日 までの1年間	27年12月 1日 から 28年11月 30日 までの1年間	28年12月 1日 から 29年11月 30日 までの1年間	29年12月 1日 から 30年11月 30日 までの1年間
種 類							
売 却	宅 地	件 数		1		2	
		価額(千円)		45,000		130,000	
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数	1		3		1
		価額(千円)	100,000		260,000		72,000
	合 計	件 数	1	1	3	2	1
		価額(千円)	100,000	45,000	260,000	130,000	72,000
購 入	宅 地	件 数	1				
		価額(千円)	60,000				
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数		1		2	
		価額(千円)		62,000		156,000	
	合 計	件 数	1	1		2	
		価額(千円)	6,000	62,000		156,000	
交 換	宅 地	件 数					
		価額(千円)					
	建 物	件 数					
		価額(千円)					
	宅地及 び建物	件 数					
		価額(千円)					
	合 計	件 数					
		価額(千円)					

備考

- 1 新規に免許申請する者は、「最初の免許」の欄に「新規」と記入すること。
 - 2 「組織変更」の欄には、合併又は商号変更若しくは組織変更について記入すること。
 - 3 「期間」の欄には、事業年度を記入すること。
 - 4 「売買・交換」の欄には、上段に売買の実績を、下段に交換の実績を記入すること。
- ※ 「事業の実績」は、個人申請にあっては暦年により記入することとし、法人にあっては決算書類に符号させて記入すること。

1 事業の沿革

(1) 「最初の免許」欄には

- ・新規申請 —— 「新規」と記入
- ・更新申請 —— 最初の免許年月日を記入
- ・免許換申請 —— 免許換前の免許権者と免許年月日を記入

※ 最初の免許年月日は、免許の有効期限開始の前日に定められています。

(2) 「組織変更」の欄は

- ・新規申請 —— 記入不要
- ・更新申請 —— 商号変更、法人の合併、資本金の増資などがあった場合、その年月日とその旨を記入

2 事業の実績

(1) 「期間」の欄には

- ・新規申請 —— 記入不要
- ・免許換え新規申請及び更新申請 —— 申請直前5年間の事業年度ごとに記入
 - 法人…定款に定めている事業年度を1期とする。
 - 個人…1月1日～12月31日までを1年間とする。

(2) 「価額」及び「手数料」は千円単位で記入し、千円未満は切り捨ててください。

- ・新規申請 —— 斜線を引く
- ・免許換え新規申請及び更新申請 —— 実績がない年は斜線を引く

(3) 「宅地及び建物」の欄は、いわゆる土地つき住宅について記入してください。（区分所有マンションもこの欄に記入）

(4) **実績は決算書に基づいて作成してください。**

ただし、兼業の場合は、宅建業のみの実績を記入してください。

(5) 賃貸住宅の更新手数料及び駐車場の手数料は、実績欄には入れないでください。

(6) 「代理又は媒介の実績」の件数及び手数料の欄は2段になっています。**上段に売買、下段に交換**の実績をそれぞれ記入してください。

(7) 添付書類の「**納税証明書**」の**年度と実績の最後の1年間**は一致させる必要がありますので、添付する納税証明書の年度から過去5年度分を記載してください。なお、免許換えの場合で、実績が5年度に満たない場合は、免許換え前の免許日翌日（有効期間開始日）から納税証明書の年度までの実績を記載してください。

(8) 決算期を変更したときは、その変更にあわせて記載してください。また、通常の記載方法と異なる場合がありますので、お問合せください。

3 その他

過去5年以内で「代理又は媒介の実績」か「売買・交換の実績」が1年間以上ない年がある場合は、理由書を添付してください。

(参考) (実績がない場合の理由書)

宅建業の実績が無いことの理由書

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地
商号(名称)
代表者氏名

年 月 日～ 年 月 日の間、宅建業を営んでおりましたが、
次の理由により売買・交換、代理・媒介のいずれも実績はありませんでした。

記

(理由記載欄)

以上

※ この「理由書」は宅建業の実績がなかった期間について、宅建業を休業していたのではない
旨を確認するために提出していただくものです。

(A4)

誓 約 書

申請者、申請者の役員、令第2条の2に規定する使用人、
法定代理人及び法定代理人の役員は、法第5条第1項各号に
該当しない者であることを誓約します。

令和元年 **5**月 **15**日

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

氏 名 **代表取締役 神奈川 太郎**

(法定代理人氏名)

神 奈 川 県 知 事 殿

誓約書

この誓約書により代表者は他の役員などを含め全員が宅建業法第5条第1項各号に該当しないことを誓約することとなります。

なお、法人の代表者・役員・政令第2条の2の使用人（支店長）に変更があった場合に変更届を提出することになりますが、その場合にもこの誓約書が必要です。

※ 法定代理人氏名の欄には、代表者が未成年の場合に法定代理人が記名してください。

※ 役員等が5年以内に禁固以上の刑に処せられ又は暴行等により罰金刑に処せられているとき（執行猶予中の場合を含む。）は、免許できません。（免許更新や変更届にあたって欠格事由が判明した場合は、現行免許を取り消すことがあります。）

法人の場合のみ記入

該当者がいない場合は、該当の有無の「無」に丸をつけてください。書ききれない場合は、コピーしてください。

該当の有無「**有**・無」 添 付 書 類 (6)

(A 4)

1 5 0

(第一面)

相 談 役 及 び 顧 問 (法 人 の 場 合)

受付番号

※

申請時の免許証番号

1 4 (1) 1 2 3 4 5

項番

51

役名コード	1 1	就任年月日	H - 0 5 年 0 1 月 1 0 日
フリガナ	ケン セ ツ	コ ロ ウ	
氏 名	建 設 五 郎		
生年月日	S - 0 9 年 0 4 月 0 8 日		
住所市区町村コード	1 4 2 1 2	神奈川 都道府県 厚木 市 郡区 区町村	
住 所	× × 町 2 - 3 - 1		

確認欄

※

51

役名コード	1 2	就任年月日	H - 0 5 年 0 1 月 1 0 日
フリガナ	タ ッ ケ ン	サ チ コ	
氏 名	宅 建 幸 子		
生年月日	S - 1 1 年 0 9 月 1 2 日		
住所市区町村コード	1 4 2 0 3	神奈川 都道府県 平塚 市 郡区 区町村	
住 所	× × 町 1 - 3 - 1		

確認欄

※

51

役名コード		就任年月日	— 年 月 日
フリガナ			
氏 名			
生年月日	— 年 月 日		
住所市区町村コード		都道府県 市 郡区 区町村	
住 所			

確認欄

※

51

役名コード		就任年月日	— 年 月 日
フリガナ			
氏 名			
生年月日	— 年 月 日		
住所市区町村コード		都道府県 市 郡区 区町村	
住 所			

確認欄

※

相談役及び顧問

左記ページの説明

(1) この面は申請者が法人の場合のみ使用してください。

※ 該当者がいない場合でも用紙左上の該当の有無の「無」に丸をつけ、添付してください。

なお、申請者が個人の場合は、空欄で提出してください。

(2) 1枚に書ききれない場合は、この様式を建設業課宅建指導グループのホームページから複数枚出力後、

記入して、次のページにとじ込んでください。

(3) 「役名コード」欄 相談役－１１

顧 問－１２

法人の場合のみ記入。持分5%未満の者の有無に丸をつけてください。

役員や他法人等も含め該当する者をすべて記入してください。書ききれない場合は、コピーしてください。

持分5%未満の者の有無「有・**無**」 (第二面)

1 6 0

100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者 (法人の場合)

受付番号

申請時の免許証番号

※

1 4 (1) 1 2 3 4 5

※代表者や役員も含めて、
該当者を記入する。

項番

52

フリガナ	カ ナ カ ー 7 タ ロ ウ
氏名又は名称	神 奈 川 太 郎
生年月日	S ー 1 0 年 1 0 月 1 0 日
保有株式の数 (出資金額)	500株 5,000,000(円) 割 合 50%
市区町村コード	1 4 1 0 2 神奈川 都道府県 横浜 市 神奈川 区 町村
住所又は所在地	× 町 2 ー 2 4

確認欄

※

52

フリガナ	タ ッ ケ ン イ チ ロ ウ
氏名又は名称	宅 建 一 郎
生年月日	S ー 1 1 年 1 1 月 1 1 日
保有株式の数 (出資金額)	250株 2,500,000(円) 割 合 25%
市区町村コード	1 4 1 3 1 神奈川 都道府県 川崎 市 川崎 区 町村
住所又は所在地	× × 町 2 5 ー 1

確認欄

※

52

フリガナ	カ フ シ キ カ イ シ ャ ナ カ シ ョ ウ シ
氏名又は名称	株 式 会 社 中 商 事
生年月日	ー 年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	250株 2,500,000(円) 割 合 25%
市区町村コード	1 4 1 0 4 神奈川 都道府県 横浜 市 中 区 町村
住所又は所在地	× × 町 1 ー 1

確認欄

※

52

フリガナ	
氏名又は名称	
生年月日	ー 年 月 日
保有株式の数 (出資金額)	株 割 合 % (円)
市区町村コード	都道府県 市 区 町村
住所又は所在地	

確認欄

※

100分の5以上の株主又は出資者

左記ページの説明

(1) この面は申請者が法人の場合のみ使用してください。

なお、申請者が個人の場合は、空欄で提出してください。

(2) 1枚に書ききれない場合、この様式を建設業課宅建指導グループのホームページから複数枚出力後、記入して次のページにとじ込んでください。

(3) 「割合」の欄には、次により求められる数字を記入してください。

$$\textcircled{1} \text{ 株式の割合} \cdots \cdots \frac{\text{保有株式数}}{\text{発行済株式総数}} \times 100$$

$$\textcircled{2} \text{ その他の法人の場合} \cdots \cdots \frac{\text{出資金額}}{\text{出資総額}} \times 100$$

(4) 株主又は出資者が法人の場合、「生年月日」の欄の記載は不要です。

添 付 書 類 (4)

専任の宅地建物取引士設置証明書

下記の事務所は、宅地建物取引業法第31条の3第1項に規定する要件を備えていることを証明します。

令和元年 5 月 15 日

神奈川県知事 殿

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

氏 名 **代表取締役 神奈川 太郎**
(法人にあつては、代表者の氏名)

記

事務所の名称	所在地	専任の宅地 建物取引士 の数	宅地建物取引業に 従事する者の数
本店	横浜市中区日本大通1	2名	6名
		名	専任の宅地建物取引士を含む人数 名
		名	名
		名	名

専任の宅地建物取引士設置証明書

左記ページの説明

この専任の宅地建物取引士設置証明書により、代表者は当該事業所のすべてについて証明することとなります。

「宅地建物取引業に従事する者の数」の欄には、「宅地建物取引業に従事する者の名簿」に記載されている者の数と同じ人数が記入されます。この人数は「専任の取引士」を含みます。

宅地建物取引業に従事する者の名簿

受付番号

申請時の免許証番号

確認欄

※						
---	--	--	--	--	--	--

1 4 (1) 1 2 3 4 5

事務所コード

--	--	--

事務所の名称

本店

従事する者

6

名

うち専任の宅地建物取引士

2 名

項番

61

業 務 に 従 事 す る 者

氏 名			生 年 月 日				性 別		従業者証 明書番号	主たる 職務内容	宅地建物取引士で あるか否かの別						
1	神	奈 川	太 郎				S	1	0	1	0	1	0	1.男 2.女	100501	代表者	○〔(神奈川)21111〕
2	山	田	一 郎				S	1	1	1	1	1	1	1.男 2.女	120602	営業	〔()〕
3	東	京	次 郎				S	2	4	0	5	2	6	1.男 2.女	120603	営業	○〔(東京)555555〕
4	仙	台	雅 子				S	3	0	0	4	1	0	1.男 2.女	130605	営業	〔()〕
5	愛	知	健 二				S	3	1	0	6	0	4	1.男 2.女	140606	経理	〔()〕
6	大	阪	正 男				S	4	0	1	0	2	1	1.男 2.女	1406101	総務	〔(大阪)33333〕
7														1.男 2.女			〔()〕
8														1.男 2.女			〔()〕
9														1.男 2.女			〔()〕
10														1.男 2.女			〔()〕
11	専任の宅地建物取引士・・・○印をつけ、〔 〕内に登録番号を記入 専任以外の宅地建物取引士・・・〔 〕内に登録番号を記入 宅地建物取引士でない者・・・記入不要																
12														1.男 2.女			〔()〕
13														1.男 2.女			〔()〕
14														1.男 2.女			〔()〕
15														1.男 2.女			〔()〕
16														1.男 2.女			〔()〕
17														1.男 2.女			〔()〕
18														1.男 2.女			〔()〕
19														1.男 2.女			〔()〕
20														1.男 2.女			〔()〕
21														1.男 2.女			〔()〕
22														1.男 2.女			〔()〕
23														1.男 2.女			〔()〕
24														1.男 2.女			〔()〕
25														1.男 2.女			〔()〕

宅地建物取引業に従事する者の名簿

左記ページの説明

- (1) この面は、免許申請書「第三面」で記載した事務所ごとに作成してください。
- (2) 1枚に書ききれない場合及び従たる事務所がある場合は、この様式を建設業課宅建指導グループのホームページから複数枚出力後、記入して次のページにとじ込んでください。
- (3) 宅地建物取引業に従事する者の範囲は、12ページを参照してください。

※ 監査役は従事者となるできません。

- (4) 「従業者証明書番号」の欄は通常6桁を記入します。前4桁は当該宅建業者のもとで従事することとなった年（西暦年の下2桁）と月（採用月の2桁）を表します。**新規免許申請の場合は申請した日の月となります。**採用月が1桁の数字の場合、前に「0」を付けてください。

第5桁以降には、従業者ごとに、重複がないよう連番号を記入してください。

〔「従業者証明書番号」の付し方の例〕

- ・ A社本店のみの場合

令和元年（2019年）5月に雇用された者で当該事務所における整理番号が5番である者の場合

「190505」の6桁となります。

- ・ A社本店・B支店がある場合

A社本店・B支店と分けた番号とせず、会社を通しての「連番号」とします。

A社に7名（本店に5名、支店に2名）おり、A社本店にて新たに1名を採用した場合、

過去の退職者の番号は欠番のままにし、新たに「連番号」をつけます。

【A社本店（6名）】

「150301」

「~~150302~~」・・・ 1名退職により欠番

「150303」・・・ 非常勤役員

「150304」

「190505」

「190506」

「190509」・・・ 新規採用者の番号

【B支店（2名）】

「190507」

「190508」

- (5) 「主たる職務内容」の欄は、「代表者」「営業」「経理」「総務」「事務」などに分類し、具体的に記入してください。
- (6) 「宅地建物取引士であるかの別」の欄には、次により記入してください。
専任の宅地建物取引士・・・○印をつけ、〔 〕内に登録番号を記入
専任以外の宅地建物取引士・・・〔 〕内に登録番号を記入
宅地建物取引士でない者・・・記入不要

添 付 書 類 (7)

事務所を使用する権原に関する書面

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用途
(事務所名) 本店 (所在地) 横浜市中区日本大通1 タカマツビル2F	大坪一郎	同左	H20.4.20	H28.4.20 ～ R3.4.19 (自動更新)	賃貸	事務所
(事務所名) 横浜営業所 (所在地) 横浜市神奈川区鶴屋 町2-24-2 県民ビ ル5F	神奈川 三郎	横浜建物 ビル管理 サービス	H21.3.10	H30.3.10 ～ R3.3.9	転貸借	事務所
(事務所名) (所在地)						
(事務所名) (所在地)						

上記の記載内容について、事実と相違ないことを誓約します。

R1年 5月 15日

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

氏 名 **代表取締役 神奈川 太郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)

備 考

- 「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名を含む。）を記入すること。
- 「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄は、事務所の所有者が免許申請者と異なる場合にのみ次により記入すること。
 - 「契約形態」の欄は、賃貸借又は使用貸借の別を記入すること。
 - 「用途」の欄は、土地建物登記簿謄本、建物賃貸借契約書又は建物使用貸借契約書等に記載された用途（事務所等）について記入すること。

事務所を使用する権原に関する書面

左記ページの説明

この書面により、代表者が事務所を使用する権原について誓約することになります。

なお、記入にあたっては次のことを留意してください。

- ①「所有者」の欄は、事務所の所有者の氏名又は法人名（法人の代表者名も）を記入してください。
- ②事務所の所有者と免許申請者が異なる場合には「事務所の所有者が申請者と異なる場合」の欄にも記入してください。

※原則として契約書などの添付は不要ですが、必要に応じて関係書類の提出を求める場合もあります。

〔主な使用形態による例〕

①申請者の所有物件の場合

事 項	所有者	事務所の所有者が申請者と異なる場合				
		契約相手	契約日	契約期間	契約形態	用 途
(事務所名) 本店 (所在地) 横浜市中区日本大通 1 タカマツビル 2 F	株式会社 神奈川不動産 代表取締役 神奈川太郎					

②申請者がBと事務所用途でH26. 4. 1に賃貸契約し、H26. 4. 1からH28. 3. 31までの2年間の期間で自動更新条項が入っている場合

(事務所名) 本店 (所在地) 横浜市中区日本大通 1 タカマツビル 2 F	B	同左	H26. 4. 1	H30. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (自動更新)	賃貸借契約	事務所
--	---	----	-----------	---------------------------------------	-------	-----

③申請者が、Bと事務所用途でH26. 4. 1に賃貸契約（使用貸借）を交わしたが、その物件はBがAから貸借契約で借りており、転賃についてAから承諾がある場合

(事務所名) 本店 (所在地) 横浜市中区日本大通 1 タカマツビル 2 F	A	B	H26. 4. 1	H30. 4. 1 ～ R2. 3. 31 (自動更新)	転賃貸	事務所
--	---	---	-----------	---------------------------------------	-----	-----

④申請者が法人でその代表者の所有物件で使用承諾の場合

(事務所名) 本店 (所在地) 横浜市中区日本大通 1 タカマツビル 2 F	代表者名	同左	H26. 4. 1	使用承諾期間 の定めがある 場合はその期 間、ない場合 は「期間制限 なし」と記入	使用承諾	事務所
--	------	----	-----------	--	------	-----

添 付 書 類 (5)

資産の状況を示す書面

令和元年 5 月 15 日現在

資 産	価 格 (円)	摘 要
資 産		
現金預金	3,500,000	うめ銀行
有価証券		
未収入金		
土 地	182,621,000	平塚市四/宮1214-3
建 物	21,400,000	同地上の居宅
備 品	4,600,000	車
権 利		
そ の 他		
計	212,121,000	
負 債		
借 入 金	24,000,000	自宅新築借入 うめ銀行
未 払 金		
預 り 金		
前 受 金		
そ の 他		
計	24,000,000	

備 考

- この調書は、個人の業者のみが記入すること。
- 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権その他の無形固定資産をいう。

(記入上の注意)

資産には、事業用の資産のみならず私生活用の資産も含まれるものであること。

「摘要」欄も記入すること。

資産の状況を示す書面

左記ページの説明

- (1) この書面は、申請者が個人の場合のみ使用し、法人の場合は不要です。
- (2) この書面は、宅建業に関する資産を含むすべての資産について記入してください。
- (3) 「資産」の土地、建物、備品、権利の価格欄は、時価評価価格などを記入してください。

添 付 書 類 (9)

代表者等の連絡先に関する調書

免許を受けようとする者（法人である場合においては、その役員）		
(フリカゝナ) 氏 名	住 所	電 話 番 号
カナガワ タロウ 神奈川 太郎	横浜市神奈川区反町2-24	(045) 210-9999
ヤマダ イチロウ 山田 一郎	横浜市中区日本大通99	090-9999-9999
タナカ ハナコ 田中 花子	横浜市神奈川区鶴屋町8-8	080-8888-8888
政令第二条の二で定める使用人		
(フリカゝナ) 氏 名	住 所	電 話 番 号

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏 名

備 考

この書面は、法第九条の規定により法人の役員又は政令第二条の二で定める使用人の変更の届出をしようとするときは、その届出に係る者についてのみ作成すること。

代表者等の連絡先に関する調書

左記ページの説明

- (1) 法人申請の場合は役員及び政令使用人、個人申請の場合は代表者及び政令使用人について記載してください。
- (2) 代表者等が専任の取引士を兼ねる場合は、この書類に記入が必要です。専任の取引士にのみ就任する場合は記入不要です。
- (3) 電話番号は事務所として使用する電話番号以外の番号を記載してください。
- (4) 用紙に記入しきれない場合は、コピーをして複数枚に記入してください。

6 免許申請書の添付書類

身分証明書

- (1) 日本国籍の場合、本籍地の市区町村が発行する、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でなく、後見の登記の通知を受けていない旨の証明書
- (2) 国内に在留する外国籍の方の場合は不要
- (3) 添付が必要な者は、
 - ①代表者
 - ②役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役等）
 - ③政令第2条の2で定める使用人
 - ④相談役及び顧問
- (4) 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- (5) 申請直後に転籍すると審査ができないことがあります。

登記されていないことの証明書

- (1) 国籍、本籍を問わず、東京法務局が発行する、成年被後見人及び被保佐人として、登記されていないことの証明書
- (2) 添付が必要な者は、
 - ①代表者
 - ②役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役など）
 - ③政令第2条の2で定める使用人
 - ④相談役及び顧問
- (3) 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

東京法務局 民事行政部 後見登録課

〒102-8226

東京都千代田区九段南1-1-15 九段第2合同庁舎

電話 03-5213-1360

横浜地方法務局（本局） 戸籍課

〒231-8411

横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎

電話 045-641-7976

※他の法務局（本局）でも申請できますが、郵送による申請は東京法務局のみです。

- ◆申請者（法人の場合は役員、相談役及び顧問を含む）が未成年者の場合には、法定代理人との続柄を確認できる戸籍謄本、法定代理人の身分証明書及び登記されていないことの証明書が必要です。また、「略歴書」に法定代理人の記名が必要です。

医師の診断書

- (1) 契約の締結及びその履行にあたり必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができる能力を有する旨を記載した医師の診断書
- (2) 添付が必要な者は、
 - ①代表者
 - ②役員（取締役、監査役、理事、監事、執行役など）
 - ③政令第2条の2で定める使用人
 - ④相談役及び顧問
- (3) 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。
- (4) 根拠として記載する事項の例は次の通りです。

①医学的診断

- ・診断名
- ・所見（現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など）
- ・各種検査結果（認知機能検査等）
- ・短期間内に回復する可能性

②判断能力についての意見

- ・見当識の障害有無
- ・他人との意思疎通の障害の有無
- ・理解力・判断力の障害の有無
- ・記憶力の障害の有無

③参考となる事項（本人の心身の状態、日常的・社会的な生活状況）

④その他知事が必要と認める事項

略歴書（『添付書類（３）』、『添付書類（８）』）

(1) 対象者に応じた様式を使用してください。

①略歴書『添付書類（３）』

- ・法人申請の場合は役員及び政令使用人、個人申請の場合は代表者及び政令使用人が作成してください。当該対象者が専任の取引士を兼務する場合は、『添付書類（８）』の作成を省略することができます。

②略歴書『添付書類（８）』

- ・法人申請の場合は専任の取引士、相談役及び顧問、個人申請の場合は専任の取引士等が作成してください。

(2) 本人が署名又は記名する必要があります。

(3) 記入事項は必ず現在事項まで書いてください。

(4) １枚に書ききれない場合は、同じ様式により追加してください。

(5) 外国籍の方は、署名又は記名する欄の上部余白（５２、５３ページ参照）に、本名、国籍、在留番号（登録番号）を記入してください。

(6) 記載上の注意

- ① 従事した職務内容の欄については、今まで勤務したすべての勤務先の名称、その職務内容について記載してください。期間の欄には、就職又は就任及び退職又は退任の日付を記入してください。
- ② 勤務先が宅建業者の場合は、免許証番号を記載してください。
- ③ 略歴書記載時に携わっている、すべての業務について記載もれのないよう注意してください。なお、審査上必要に応じて追加書類の提出を求めることがあります。
- ④ 無職や専業主婦等の期間についてももれなく記載してください。

非常勤証明書

専任の取引士が他法人の役員を兼務している場合（代表取締役の兼務はできません。）は、他法人の非常勤役員証明書（５４ページ参照）を添付してください。

退職証明書

新規申請で、専任の取引士に就任する者は、１年以内に退職の履歴がある場合は前勤務先の退職・離職・事業の廃止を証明する書類（退職証明書の原本（５５ページ参照）、ハローワーク（公共職業安定所）が発行する直前の勤務先の雇用保険被保険者資格喪失確認通知書の写し、ハローワークが発行する直前の勤務先の離職票の写し、ハローワークが発行する現勤務先の雇用保険資格取得確認通知書の写し、社会保険事務所・年金事務所が発行する現勤務先の健康保険・年金資格取得確認通知書の写し）を添付してください。

添 付 書 類 (3)

略 歴 書

(フリガナ) 氏 名	カナガワ タロウ 神奈川 太郎		
職 名	代表取締役 専任の宅地建物取引士	登録番号	14-21111
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 S36 年 4 月 1 日 至 S40 年 3 月 31 日	東京商会(株)勤務	
	自 S40 年 4 月 1 日 至 S43 年 3 月 31 日	(有)沖縄不動産勤務 (免許番号47-〇〇〇〇〇)	
	自 S43 年 4 月 1 日 至 年 月 日	(株)神奈川不動産 取締役(免許番号14-〇〇〇〇〇)	
	自 S46 年 4 月 1 日 至 年 月 日	" 代表取締役	
	自 H28 年 10 月 1 日 至 年 月 日	" 専任の宅地建物取引士	
	自 年 月 日 至 年 月 日	○今まで勤務した全ての就職先名、就任名及び勤務の内容（営業・経理。総務等）、役名（代表取締役・取締役・顧問・監査役等）等を記入すること。 注）①職歴を省略しないこと ②無職等（専業主婦）の期間がある場合、その期間も記入すること。 ③現在、宅建業以外に行っている事業がある場合で、許可等が必要な場合は、許可番号も合わせて記入すること。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
自 年 月 日 至 年 月 日	この () の3点は、 外国籍で身分証明書が発行されない 場合のみ記載します		

上記のとおり相違ありません。

(本 名)

(国 籍)

(在留番号又は登録番号)

令和元年 5月 15日

記載した年月日を記入

未成年者の場合、法定
代理人と連名で記名し
てください。
※パソコンなどでの記
名でも可です。

氏 名 **神奈川 太郎**

- ※ 注意
- ・ 勤務先が宅地建物取引業者の場合、免許証番号・商号(名称)を正しく記入してください。
 - ・ 過去及び現在の職歴について、もれなく記入してください。
 - ・ 行政書士・司法書士等の自由業についても、もれなく記入してください。
 - ・ 無職（専業主婦等）の期間についても、もれなく記入してください。

添 付 書 類 (8)

事務所として使用する電話番号以外の番号を記載すること

略歴書（専任の宅地建物取引士等）

住所	横浜市中央区山下町99		
	電話番号 (045) 210-9999		
(フリガナ) 氏 名	タナカ イチロウ 田中 一郎	生年月日	昭和55年5月5日
職 名	専任の宅地建物取引士	登録番号	14-999999
職 歴	期 間	従 事 し た 職 務 の 内 容	
	自 H15年4月 1 日 至 H20年3月 31 日	神奈川県(株)勤務	
	自 H20年4月 1 日 至 H21年3月 31 日	無職	
	自 H21年4月 1 日 至 年 月 日	(株)神奈川不動産勤務(免許番号14-〇〇〇〇〇〇)	
	自 H28年10月 1 日 至 年 月 日	" 専任の宅地建物取引士	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	○今まで勤務した全ての就職先名、就任名及び勤務の内容（営業・経理。総務等）、役名（代表取締役・取締役・顧問・監査役等）等を記入すること。 注）①職歴を省略しないこと ②無職等（専業主婦）の期間がある場合、その期間も記入すること。 ③現在、宅建業以外に行っている事業がある場合で、許可等が必要な場合は、許可番号も合わせて記入すること。	
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日		
	自 年 月 日 至 年 月 日	この () の3点は、 外国籍で身分証明書が発行されない 場合のみ記載します	

就職・就任した
日を上段に記入

退職・退任した
日を下段に記入

取引士資格を有する場合
のみ記載

上記のとおり相違ありません。

令和元年 5月 15日

記載した年月日を記入

(本 名)

(国 籍)

(在留番号又は登録番号)

氏 名 田中 一郎

未成年者の場合、法定
代理人と連名で記名し
てください。
※パソコンなどでの記
名でも可です。

- ※ 注意
- ・ 勤務先が宅地建物取引業者の場合、免許証番号・商号(名称)を正しく記入してください。
 - ・ 過去及び現在の職歴について、もれなく記入してください。
 - ・ 行政書士・司法書士等の自由業についても、もれなく記入してください。
 - ・ 無職（専業主婦等）の期間についても、もれなく記入してください。

証 明 書

下記の者は当社の非常勤役員であることを証明します。

記

1 氏 名 **横 浜 三 郎**

2 役 職 **取締役**

令和元年 5 月 15 日

所在地 **横浜市中区常盤町1-1**

商 号 **株式会社 中商事**

氏 名 **代表取締役 港 未来**

神奈川県知事 殿

(参考) (退職証明書等の例)

(例1)

退職証明書

氏 名 宅建 一郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって当社を退職したことを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市中区住吉町6-76-3

横浜宅建不動産株式会社

神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇〇

代表取締役 横 浜 太 郎

.....
(例2)

出向証明書

氏 名 宅建 一郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって株式会社神奈川かもめ商事神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇へ出向させたことを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市中区住吉町6-76-3

横浜宅建不動産株式会社

神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇〇

代表取締役 横 浜 太 郎

.....
(例3)

出向解除証明書

氏 名 宅建 一郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって株式会社神奈川かもめ商事神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇へ出向させていましたが、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって出向解除したことを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市中区住吉町6-76-3

横浜宅建不動産株式会社

神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇〇

代表取締役 横 浜 太 郎

.....
(例4)

出向解除及び退職証明書

氏 名 宅建 一郎

生年月日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日

上記の者は、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって株式会社神奈川かもめ商事神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇へ出向させていましたが、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けで出向解除し、令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって当社を退職したことを証します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

横浜市中区住吉町6-76-3

横浜宅建不動産株式会社

神奈川県知事 (〇) 〇〇〇〇〇

代表者の住民票（抄本（本籍や他の家族等の記載のないもの））（個人の免許申請の場合のみ）

- (1) 申請者が個人の場合のみ添付してください。
- (2) 申請日現在で、発行後3ヶ月以内かつ個人番号(マイナンバー)が記載されていないものを添付してください。

商業登記簿の履歴事項全部証明書（法人の免許申請の場合のみ）

- (1) 申請者が法人の場合に添付してください。
- (2) 「目的欄」に宅地建物取引業を営む旨が記載されている必要があります。
- (3) 申請日現在で、発行後3ヶ月以内のものを添付してください。

※法人が株式会社の場合は、会社法で規定されている役員の任期が経過していないことを確認してください。任期を経過している場合は重任等の手続きが必要です。

総会議事録（組合の免許申請の場合のみ）

- (1) 申請者が組合の場合の場合、理事・監事の確認ができる総会議事録のコピーを添付してください。

貸借対照表及び損益計算書（法人の免許の場合のみ）

- (1) 申請日の直前1期分について添付してください。
- (2) 期間については、30、31ページの「宅地建物取引業経歴書」の最後の1年間とこの貸借対照表及び損益計算書並びに「納税証明書（国税その1）」の年度が一致する必要があります。
- (3) 新規申請で、法人を設立して未だ第1期分の納税証明書が発行されていない場合は、開始時貸借対照表のみを添付してください。

（参考）開始時貸借対照表（A4版）

開 始 時 貸 借 対 照 表			
令和 元 年 5 月 15 日現在 (単位 円)			
資 産		負 債 資 本	
科目	金 額	科目	金 額
現金	5,000,000	資本金	5,000,000
合計	5,000,000	合計	5,000,000

上記のとおり相違ありません。

令和**元**年**5**月**15**日

所 在 地 **横浜市中区日本大通1**

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

氏 名 **代表取締役 神奈川 太郎**

納税証明書（国税その１）

- (1) 税務署が発行した、法人税又は所得税の納税証明書を添付してください。申請者が法人の場合は、法人税の納税証明書を、個人の場合は、所得税の納税証明書を添付してください。（いずれも「国税その１」）
- (2) 申請日の直前１期分について添付してください。
- (3) 新規申請で、法人を設立し未だ第１期分の納税証明書が発行されていない場合は、添付不要です。
- (4) 申請日現在で、発行後３か月以内のものを添付してください。

事務所の写真

<概要>

- 事務所の所在、状況、独立した形態を備えているか、法定の標識の掲示状況、内容などが客観的に確認できるものを添付してください。写真は多めに添付してください。
- 貼付枚数の上限はありません。台紙が不足した場合は、台紙をコピーしてください。
- 免許申請受付日現在で、３ヶ月以内に撮影した、申請内容と一致している鮮明なカラー写真または、鮮明なカラープリントを添付してください。不鮮明な写真等が提出された場合は、補正指示をさせていただくことがあります。
- 戸建の住宅の一部を事務所とする場合、同一フロアに他の法人が存在する事務所の場合等は、間仕切り部分等、事務所の独立性が確認できる写真を添付してください。また、併せて独立性が確認できるフロアの平面図を添付してください。独立性が確認できない場合は、免許が発行されないことがあります。
- 写真を台紙に貼付する際、写真の縦・横の向きはどちらでも構いません。
- その他、必要に応じて写真の追加提出をしていただくことがあります。
- 事務所移転・新設等の届出（９条）の場合も上記の説明に沿った写真を提出して下さい。

<写真の区分>

次の(1)～(7)の写真については、次の注意事項に留意して撮影し添付してください。

(1) 建物の全景外部（建物全体）

- 建物の全体像がわかるように、ビル等の場合は１階から屋上まで撮影してください。
- 状況に応じて隣接建物も含めて撮影してください。
- 建物全体が写真１枚に入りきらない場合は、何枚かに分けて撮影してください。

(2) 建物入口付近

- 入口周辺の様子がわかるものとして、建物が商業用ビルやマンション等の場合、適度な距離から入口全体が把握できる写真を撮影してください。
- 建物が個人の自宅等の場合、玄関を中心に入口全体が把握できる写真を撮影してください。
- 入口から事務所までの動線が把握できる写真を撮影してください。

(3) 看板・テナント表示

- 建物の入口付近に掲げている看板やテナント表示については、「株式会社」等の商号を省略せずに撮影してください。
- 建物が商業用ビル等の場合においては、集合ポストを撮影した写真を提出してください（商号等が判読できるもの）。

(4) 事務所の直接入口

- 商号（「株式会社」等を省略しない正式なもの）、名称を掲示した入口全体の写真としてください。
- 入口全体を撮影したときに、商号等が判読できない場合は、入口全体の写真の外に、さらに、商号表示が確認できる写真を添付してください。
- 従たる事務所の場合は、支店名・営業所名等も掲示して撮影してください。
- 同一フロアー内に他の法人と同居している場合は、共通の入口と事務所の入口の両方の写真が必要となります。
- 住宅の一部を事務所とする場合は、事務所として使用する部屋の入り口にも商号が必要となります。

(5) 事務所内部

- 事務所内の状況や事務所の独立性が確認できるように、四隅等複数方向から撮影したもの。
- 電話機、机、椅子を撮影し、執務スペース及び応接スペースが確保できていることがわかるもの。
- 事務所内のブラインド、カーテン等は開けた状態で撮影してください。

(6) 業者票と報酬額表（新規免許申請時は不要）

- いずれも来客者にわかりやすい場所に掲示してある状態（掲示位置、離れて撮影、他の写真と組み合わせて事務所内のどの位置に掲示されているかわかるもの）が確認できるものと、それぞれの記載内容が判別できるもの。判読できない場合は、正しい掲示内容になっていることがわかるように拡大した写真も撮影してください。なお、業者票・報酬額表の記載内容は最新の状態にして撮影してください。
- 専任の宅地建物取引士の記載については、当該事務所に所属する専任の取引士全てを業者票に記載してください。（支店・営業所にかかる業者票については、その支店・営業所に所属する専任の取引士のみを記載してください。）

(留意事項)

- 事務所は継続的に業務を行うことができる施設で、かつ、独立性が保たれている必要があります。（9ページ参照）。
例）テント張りやホテルなど、また、一部屋を共同で使用している場合（固定式のパーティションなどにより仕切られ、原則として他の事務所部分を通らずに当該事務所に直接入れる等独立性が保たれている場合を除く。）は認められません。
- 新規免許申請時点では、宅建業を営んでいる旨の表示をすることはできません。（宅地・建物の売買・媒介等と表示された看板や広告等）

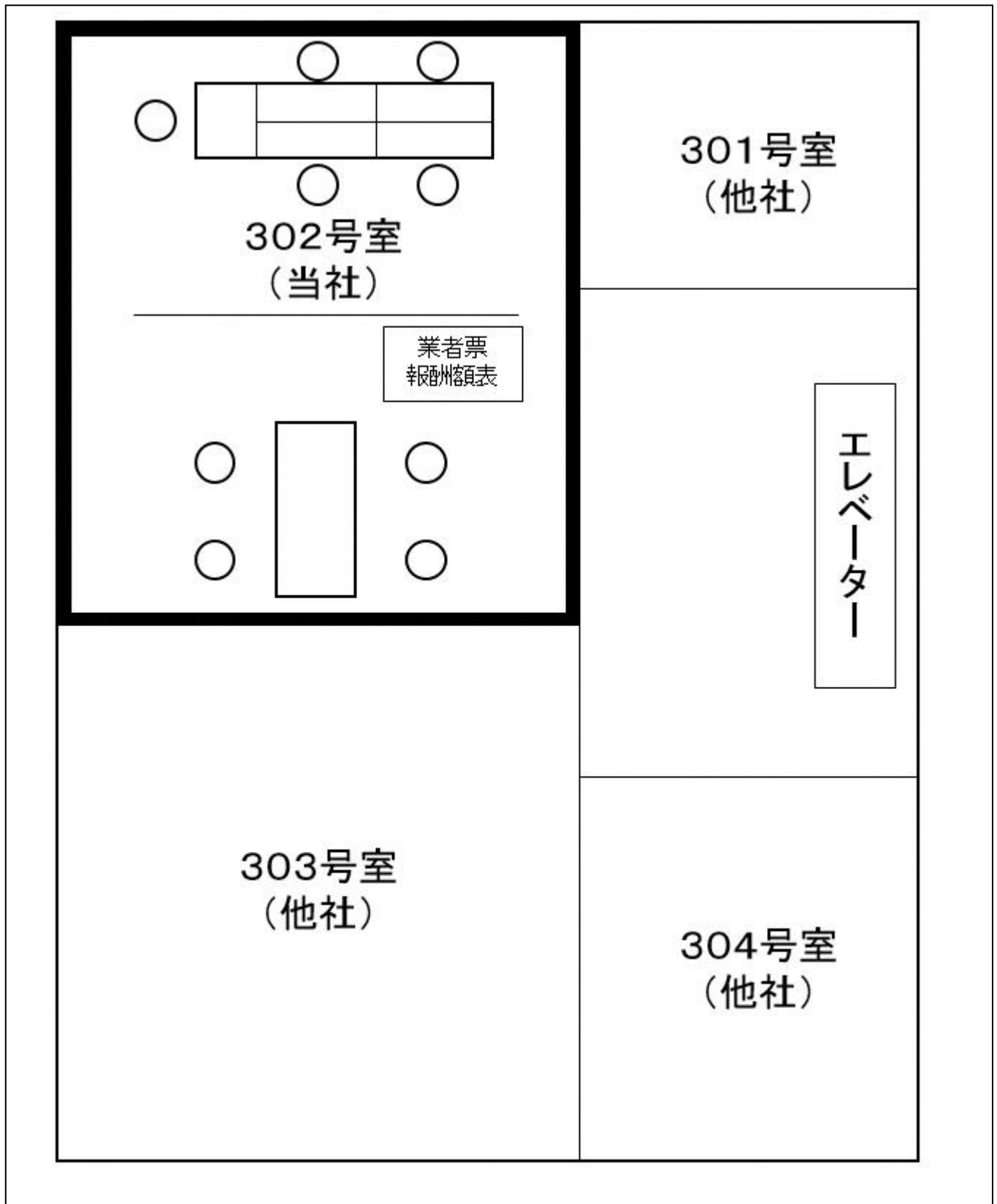
平面図

- (1) 事務所の継続性、独立性などを確認するため、事務所の形態に関わらず平面図の添付が必要です。建物全体、フロアー全体、一室全体を事務所として使用している場合も同様です。
- (2) 同一の部屋（フロアー）で他業者と同居する場合は、当該同一の部屋（フロアー）のどこに位置しているのか、他業者を通らずに事務所まで行けるか等の、事務所の独立性が確認できる平面図を添付してください。
- (3) 住宅の一部を事務所として使用している場合は、玄関部分から他の部屋を通らずに事務所に行けるのか、生活部分と明確に区切られているか等の、独立性が確認できる平面図を添付してください。
- (4) 事務所内の机・いす・棚等のレイアウトがわかるようにしてください。
- (5) その他、事務所の要件に関しては「宅地建物取引業法 免許申請書等の記載手引」P 9、10を参照してください。
- (6) 様式は任意です。手書きのものでも構いません。参考様式は次の通りです。

平面図

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

神奈川県知事 (5) **99999**



Ⅲ 「役員等氏名一覧表」の提出について

宅建業法では、免許の基準として宅建業法第5条第1項に規定されている欠格事由に該当する場合は、免許してはならないとしています。そして、同条第1項3の3に「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下「暴力団員等」という。）」との規定がありますが、役員等が暴力団の構成員であることが判明した場合は、免許できません。

つきましては、この確認作業を円滑に行う必要がありますので、免許申請書及び変更届出書提出時に別紙（下記様式）の「役員等氏名一覧表」に記入のうえ提出してください。※神奈川県知事免許業者のみ

○記入例

役員等（個人業代表者、政令使用人、相談役、顧問含む）氏名一覧表

商号又は名称

(株) 神奈川不動産

申請時の免許証番号

神奈川県知事（ **1** ） **12345** 号

上段：フリガナ 下段：役員等の氏名	生 年 月 日	上段：フリガナ 下段：役員等の氏名	生 年 月 日
カナガワ タロウ	T		T
神奈川 太郎	S 10 年 10 月 10 日		S 年 月 日
タナカ ハナコ	H		H
田中 花子	T		T
	S 13 年 3 月 3 日		S 年 月 日
	H		H
	T		T
	S 年 月 日		S 年 月 日
	H		H

※ 役員等とは、法人にあっては、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）、宅地建物取引業に関し事務所の代表者である使用人、個人の場合においては、その者（営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者である場合においては、その者の法定代理人を含む。）及び宅地建物取引業に関し事務所の代表者である使用人です。

IV 営業保証金供託済届出書

様式第七号の六（第15条の5関係）

410

営業保証金供託済届出書

令和元年5月15日

神奈川県知事 殿

届出者 商号又は名称 株式会社 神奈川不動産
郵便番号 (231-0021)
主たる事務所の所在地 横浜市中区日本大通1

氏 名 神奈川 太郎
(法人にあつては、代表者の氏名)
電話番号 (045) 210-1111
ファクシミリ番号 (045) 210-0012

下記のとおり、宅地建物取引業に係る営業保証金を供託しましたので、供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付して届け出ます。

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
※		14(1) 12345

※ 記載例 新規免許取得により現金で1,000万円を供託した場合の記載例

供託の原因	① 新規免許の取得（法第25条） 2. 事務所の新設（法第26条） 3. 不足額の発生（法第28条） 4. 保管替え等（法第29条） 5. 宅地建物取引業保証協会の社員の地位の喪失（法第64条の15） 6. 変換（差し替え）	
1		
供託番号	供託年月日	供託所
R 1 年度 金2証3国 第 333 号	令和元年 5月15日	横浜地方 法務局 支局 出張所
金銭の場合の供託額（円）	¥ 1 0 0 0 0 0 0 0	
有価証券の場合の供託額	額面 円	
有価証券の場合の営業保証金に充当される額（円）		
振替国債の場合の供託額（円）		
変換の場合には、変換前の供託物に関する事項	供託番号	供託年月日
	年度 1金2証3国 第 号	年 月 日
	年度 1金2証3国 第 号	年 月 日
	年度 1金2証3国 第 号	年 月 日
今回の供託に係る事務所に 関する事項	名 称	所 在 地
	本店	横浜市中区日本大通1

確認欄

営業保証金供託済届出書（直接供託する場合のみ）

1 この届出書の書き方

- (1) この書面は、営業保証金を供託した後に建設業課宅建指導グループに提出してください。
- (2) 届出先は、「神奈川県知事」としてください。
- (3) 「供託の原因」の欄は、該当するものの番号を記入してください。
- (4) 「今回の供託に係る事務所に関する事項」の「名称」及び「所在地」の欄は、供託の原因が不足額の発生である場合には、記入しないでください。
- (5) この書面には、各事務所についての供託物受入れの記載のある供託書の写しを添付してください。（原本も持参してください。）

2 供託にあたっては、17ページを参照してください。

V 宅地建物取引業者名簿登載事項の変更手続き

宅建業の免許を受けている業者は、次ページ一覧表の記載事項に変更が生じた場合は、「宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書」を**その事実発生から30日以内に**、免許を受けた神奈川県知事へ提出することになります。（宅建業法第9条）

提出にあたっては、一覧表に記載のある○印を付した添付書類とともに知事免許の場合は、正本・副本各1部が必要です。（副本はすべてコピーで可）

【提出窓口】 神奈川県県土整備局事業管理部建設業課宅建指導グループ

※提出窓口については、変更事由が生じた日から30日以内の届出の場合のみ、所属する協会の支部（（公社）神奈川県宅地建物取引業協会の場合は本部を含む）を経由して提出することもできますのでご活用ください。

a （公社）神奈川県宅地建物取引業協会

横浜市中区住吉町6-76-3（神奈川県不動産会館）

電話（045）633-3030

b （公社）全日本不動産協会神奈川県本部

横浜西区北幸1-11-15 横浜STビル6階

電話（045）324-2001

※ 注意事項

- 1 「商号又は名称の変更」は、有限会社を株式会社にするなどの商号変更を含みます。
- 2 代表者又は役員の就退任事項は、商業登記簿の履歴事項全部証明書にその旨が記載されていることが必要です。（必要に応じて商業登記簿の閉鎖謄本を求めることがあります。）
- 3 専任の取引士が就任する場合は、「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の従事先が当該業者になっていることが必要です。
- 4 公的機関発行の証明書などの添付書類については、申請日前3ヶ月以内に発行されたものがが必要です。
- 5 その他、必要な添付書類の説明については、34～61ページの各項目を参照してください。
- 6 写真については、57～59ページを参照してください。

【変更届出書（様式第三号の四）及び添付書類の一覧】

添 付 書 類 一 覧 表

●印は所定の用紙があります

添付書類の種類 内 容		●変更届出書				商業登記簿の履歴事項全部証明書（異動の記録が確認できるもの）	本籍地の市区町村長が発行する身分証明書	★法務局（本局）が発行する成年被後見人及び被保護人でないことを証する登記事項証明書	★医師の診断書	●略歴書	●代表者等の連絡先に関する調書	●役員等氏名一覧表	●法第5条第1項各号に該当しない旨の誓約書	事務所の案内図	事務所の平面図	事務所の写真	●事務所の権原を証する書面	退職証明書（1年以内に退職がある場合、直前の勤務先）	●専任の宅地建物取引士設置証明書	戸籍抄本	●免許証書換え交付申請書	免許証	●取引士資格登録簿変更登録申請書
		第一面	第二面	第三面	第四面																		
商号又は名称の変更	法人の場合	○				○															○	○	
	個人の場合	○																			○	○	
法人の代表者の就退任	就任者	○				○	○	○	○	○	○	○	○								○	○	
	退任者	○				○															○	○	
法人の役員の就退任	就任者	○	○			○	○	○	○	○	○	○	○										
	退任者	○	○			○																	
主たる事務所の所在地	法人の場合	○		○		○								○	○	○	○				○	○	
	個人の場合	○		○										○	○	○	○				○	○	
従たる事務所	事務所	○		○		■								○	○	○	○						
	新設の場合	政令で定める使用人	○		○		○	○	○	○	○	○	○										
		専任の取引士	○			○				○								○	○				▲
	移転の場合		○		○		■							○	○	○	○						
	名称変更及び事務所の廃止の場合		○		○			(添 付 書 類 不 要)															
政令で定める使用人	就任者	○		○			○	○	○	○	○	○	○										
	退任者	○		○				(添 付 書 類 不 要)															
専任の宅地建物取引士	就任者	○			○					○								○	○				▲
	退任者	○			○														○				

(注) ▲……専任の宅地建物取引士が新たに従事することとなり就任した場合は、宅地建物取引士本人が予め従事先に変更登録しておく必要があります。

(注) ■……従たる事務所の新設又は移転の場合、当該事務所が支店として登記されている場合は、商業登記簿の履歴事項

(注) ★……登記事項証明書か医師の診断書いずれかの提出が必要です。

氏名の変更

代表者	法人の場合	○				○															○	○	
	個人の場合	○																		○	○	○	
法人の役員		○	○			○																	
政令で定める使用人		○		○																○			
専任の宅地建物取引士		○			○															○			

※提出部数 正副各1部（副は全部コピーしたものでよい）

(受付日) 月曜日～金曜日	(受付時間) 午前10:00～午後3:00
------------------	-----------------------

※ 変更があった日から30日以内に提出してください。

様式第三号の四 (第五条の二関係)

(A4)

2	3	0
---	---	---

変更届出書

(第一面)

下記のとおり、宅地建物取引業者名簿の記載事項のうち、
(1) 商号又は名称 (2) 代表者又は個人 (3) 役員 (4) 事務所 (5) 政令第2条の2で定める使用人 (6) 専任の宅地建物取引士
について変更がありましたので、宅地建物取引業法第9条の規定により届け出ます。(該当するものに○印をする)

神奈川県知事 殿

R元年 5月 15日

届出者 商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**
郵便番号 **(231-0021)**
主たる事務所の **横浜市中区日本大通2-6**
所在地

氏 名 **神奈川 次郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 **(045) 210-1111**
ファクシミリ番号 **(045) 210-0012**

受付番号	受付年月日	届出時の免許証番号
※	※	1 4 (3) 1 2 3 4 5

項番

◎商号又は名称

11	変更年月日		年		月		日
変更後	フリガナ						
	商号又は名称						
変更前	フリガナ						
	商号又は名称						

確認欄

※

◎代表者又は個人に関する事項

変更区分

12	変更年月日	R	0 1	年	0 5	月	1 0	日	1	1. 就退任
変更後	役名コード	0 1								2. 氏 名
	登録番号									
	フリガナ	カナガワ タロウ								
	氏 名	神奈川 次郎								
	生年月日	S	1 1	年	0 8	月	0 7	日		
変更前	変更年月日	R	0 1	年	0 5	月	1 0	日		
	役名コード	0 1								
	登録番号									
	フリガナ	カナガワ タロウ								
	氏 名	神奈川 太郎								
	生年月日	S	1 0	年	1 0	月	1 0	日		

確認欄

※

- 1 届出先は、「神奈川県知事」としてください。
- 2 上段囲みの(1)から(6)までの事項については、該当するものの番号を○で囲んでください。
- 3 項番11(第一面)の商号又は名称の「フリガナ」の欄は、カタカナで上段から左詰で記入し、
その際、濁点及び半濁点は1文字として記入してください。
また、「商号又は名称」の欄も上段から左詰で黒色のボールペン等で記入してください。

- 4 項番12(第一面)の届出は、次の区分により作成してください。

①代表者に交代があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、「変更後」の欄および「変更前」の欄の両方に記載してください。(就任者は変更後、退任者は変更前です。)

②代表者の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、「変更後」の欄および「変更前」の欄の両方に記載してください。

※役員間での代表者変更があった場合、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「略歴書」及び「役員等氏名一覧表」の添付を省略できます。

なお、役員間での代表者変更があった場合、旧代表者を第1面の項番12の「変更前」に記載すると共に第2面の項番21の「変更後」に記載してください。そして、新代表者を第一面の項番12の「変更後」に記載すると共に第二面の項番21の「変更前」に記載してください。

〈役名コード〉 ※免許申請書第一面の「代表者の役名コード」、免許申請書第二面の役員に関する事項の「役名コード」の記載する箇所で使用(法人のみ)

0 1	代表取締役(株式会社)	0 5	社員(持分会社)	1 4	執行役(株式会社)
0 2	取締役(株式会社)	0 7	理事	1 5	会計参与(株式会社)
0 3	監査役(株式会社)	0 8	監事	0 9	その他
0 4	代表社員(持分会社)	1 3	代表執行役(株式会社)		

受付番号

※

届出時の免許証番号

1 4 (3) 1 2 3 4 5

項番

◎役員に関する事項（法人の場合）

変更区分

21

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
役名コード	0	2								
登録番号										
フリガナ	カ ナ カ ン マ タ ロ ウ									
氏 名	神 奈 川 太 郎									
生年月日	S	1	0	年	1	0	月	1	0	日

1. 就退任
2. 氏 名

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
役名コード	0	2								
登録番号										
フリガナ	カ ナ カ ン マ シ ム ロ ウ									
氏 名	神 奈 川 次 郎									
生年月日	S	1	1	年	0	8	月	0	7	日

確認欄

※

21

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
役名コード	0	3								
登録番号										
フリガナ	ヨ コ ハ マ カ ス コ									
氏 名	横 浜 和 子									
生年月日	S	4	5	年	1	0	月	0	5	日

変更区分

2. 就退任
2. 氏 名

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
役名コード	0	3								
登録番号										
フリガナ	カ マ サ キ カ ス コ									
氏 名	川 崎 和 子									
生年月日	S	4	5	年	1	0	月	0	5	日

確認欄

※

1 項番④（第二面）の届出は、次の区分により作成してください。

左記ページの説明

① 代表者以外の役員の交代（就退任）があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。（就任者は〔変更後〕、退任者は〔変更前〕です。）

② 代表者以外の役員に新たな者を追加した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更後〕の欄にのみ記載してください。

③ 代表者以外の役員を削減（退任）した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更前〕の欄にのみ記載してください。

④ 代表者以外の役員の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄に両方に記載してください。

⑤ 「第一面」の代表者に交代があった場合

・今まで役員であったものが「第一面」の代表者となった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更前〕の欄にのみ記載してください。

・今まで代表者であったものが役員として残った場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更後〕の欄にのみ記載してください。

⑥ 「変更年月日」は商業登記簿の履歴事項証明書に登載されている“変更年月日”を記載してください。具体的には、登記簿に記載されている役員の就任日・退任日を記載してください。

⑦ 書ききれない場合は事前に第二面をコピーして記載し、本紙第二面の次にとじ込んでください。

※ 代表取締役が取締役になった場合や監査役が取締役になった場合等（代表取締役を含む役員間の異動）、同一人の役員の職名に変更があった場合、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「略歴書」及び「役員等氏名一覧表」の添付を省略できます。

受付番号

届出時の免許証番号

※

1 4 (3)

1 2 3 4 5

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード			
事務所の名称	本店					

変更区分

2

1. 新設・廃止

2. 名称・所在地

◎事務所に関する事項

31

変更年月日	R	0 1	年	0 5	月	1 0	日
事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所		※事務所コード			
事務所の名称	本店						
郵便番号	2 3 1 - 0 0 2 1						
所在地市区町村コード	1 4 1 0 4 神奈川県 横浜市 中区						
所在地	日本大通 2 - 6						
電話番号	0 4 5 - 2 1 0 - 1 1 1 1						
従事する者の数	6						

変更年月日 R 0 1 年 0 5 月 1 0 日

変更前 事務所の名称 本店

変更前 所在地 横浜市中区日本大通1

確認欄

※

◎政令第2条の2で定める使用人に関する事項

変更区分

32

変更年月日			年		月		日
登録番号							
フリガナ							
氏名							
生年月日			年		月		日

1. 就退任

2. 氏名

変更年月日 年 月 日

変更前 登録番号

変更前 フリガナ

変更前 氏名

変更前 生年月日 年 月 日

確認欄

※

- 1 項番30（第三面）の「事務所の別」及び「事務所の名称」欄は、変更にかかる事務所について、変更後の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入してください。
※ここは必須項目です。

- 2 項番31（第三面）の届出は、次の区分により作成してください。

①事務所を新設、廃止した場合

新設の場合は「変更区分の欄に「1」を記入するとともに、〔変更後〕の欄のみに記載してください」

廃止の場合は〔変更前〕の欄にのみ記入し、廃止した年月日を記載してください。

※この場合、政令の使用人及び専任の取引士の項目も同日付で就退任の記載が必要です。

②事務所の名称又は所在地に変更があった場合

「変更区分」の欄「2」を記入するとともに、〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。

「事務所の別」の欄は、該当する番号を記載してください。

「所在地」の欄は、都道府県、市区町村名は記入しないで、市区町村名に続く町名から記入してください。

「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ「－（ハイフン）」で区切り、左詰で記入してください。

※電話番号のみを変更する場合は、この変更届を提出するか、建設業課宅建指導グループ宛に F A X（045-212-3072）を送信してください。（業者名、免許番号、旧電話番号、新電話番号、担当者名を記載）

（記入例）

0	4	5	－	2	1	0	－	1	1	1	1	
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

「従事する者の数」の欄は、右詰めで記入してください。

- 3 項番32（第三面）の届出は、次の区分に応じ、それぞれ該当区分に定めるところにより作成してください。

① 政令第2条の2で定める使用人（支店長等）に交代が（就退任）あった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。（就任者は変更後、退任者は変更前です）

② 政令第2条の2で定める使用人の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに、〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。

- 4 複数の事務所に変更があった場合は、事前に第三面をコピーして事務所ごとに記載し、本紙第三面の次にとじ込んでください。

※ 政令使用人が事務所間異動により、引き続き他の事務所の政令使用人に就任した場合は、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」、「略歴書」及び「役員等氏名一覧表」の添付を省略できます。

- 5 事務所の変更（移転・増床・減床・フロア移動等）の場合は、事務所の写真（57ページ参照）、平面図（60ページ参照）、事務所を使用する権原に関する書面（44ページ参照）、案内図（26ページ参照）も必要です。

受付番号

届出時の免許証番号

※

1 4 (3) 1 2 3 4 5

項番

30

事務所の別	1	1. 主たる事務所 2. 従たる事務所	※事務所コード	
事務所の名称	本店			

◎専任の宅地建物取引士に関する事項

変更区分

41

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
登録番号	1	4			7	0	1	0	0	
フリガナ	ツルヤチョウ サフロウ									
氏名	鶴屋町 三郎									
生年月日	S18年 9月 24日									

1. 就退任
2. 氏名

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
登録番号	1	4			2	1	1	1	1	
フリガナ	カナガワ タロウ									
氏名	神奈川 太郎									

確認欄

※

41

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
登録番号	1	4			4	3	2	1	0	
フリガナ	ウミカワ ハナコ									
氏名	海川 花子									
生年月日	S48年 5月 20日									

変更区分

1. 就退任
2. 氏名

変更年月日	R	0	1	年	0	5	月	1	0	日
登録番号	1	4			4	3	2	1	0	
フリガナ	ツルヤチョウ ハナコ									
氏名	鶴屋町 花子									

確認欄

※

- 1 項番㊦（第四面）の「事務所の別」及び「事務所の名称」欄は、変更にかかる事務所について、変更後の「事務所の別」及び「事務所の名称」を記入してください。

※ここは必須項目です。

- 2 項番㊧（第四面）の届け出は、次の区分により作成してください。

①専任の宅地建物取引士に交代（就退任）があった場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。

②専任の宅地建物取引士に新たな者を追加（就任）した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに〔変更後〕の欄にのみ記載してください。

③専任の宅地建物取引士を削減（退任）した場合

「変更区分」の欄に「1」を記入するとともに、〔変更前〕の欄にのみ記載してください。

④専任の宅地建物取引士の氏名に変更があった場合

「変更区分」の欄に「2」を記入するとともに〔変更後〕の欄及び〔変更前〕の欄の両方に記載してください。

※ 専任の宅地建物取引士が事務所間異動により、引き続き他の事務所の専任の宅地建物取引士に就任した場合は、「略歴書」の添付を省略できます。

- 3 複数の事務所で変更があった場合及び同一事務所で3人以上の変更があった場合は、事前に第四面をコピーして記載し、本紙第四面の次にとじ込んでください。

Ⅵ 宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

様式第三号の二（第四条の二関係）

(A 4)
2 1 0

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書

宅地建物取引業者免許証の記載事項に下記のとおり変更を生じましたので、宅地建物取引業法施行規則第4条の2の規定により、宅地建物取引業者免許証の書換え交付を申請します。

令和元年 5月 15日

神奈川県知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

郵便番号 **(231-0021)**
主たる事務所の所在地 **横浜市中区日本大通2-6**

氏名 **神奈川 次郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 **(045) 210-1111**
ファクシミリ番号 **(045) 212-0012**

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

1	4
---	---

(3)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

変更に係る事項	変 更 後	変 更 前	変 更 年 月 日
(フリガナ) 商号又は名称			
(フリガナ) 代表者氏名	カナガワ ジロウ 神奈川 次郎	カナガワ タロウ 神奈川 太郎	令和元年5月10日
主たる事務所の 所 在 地	横浜市中区 日本大通2-6	横浜市中区 日本大通1	令和元年5月10日

確認欄

--

※ 免許証を添付すること。なお、変更届出書も忘れずに提出してください。

宅地建物取引業者免許証書換え交付申請書について

- (1) 宅地建物取引業者免許証の記載事項（商号、代表者、事務所所在地）に変更があった場合に、宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（64～73ページを参照）とあわせて提出してください。
- (2) 申請先は、「神奈川県知事」としてください。
- (3) この申請書は、変更事項のあった欄の事項のみ記入してください。
- (4) 現に交付を受けている宅地建物取引業者免許証（原本）を添付してください。

Ⅶ 宅地建物取引業者免許証再交付申請書

様式第三号の三（第四条の三関係）

(A 4)

2 2 0

宅地建物取引業者免許証再交付申請書

宅地建物取引業法施行規則第4条の3の規定により、下記のとおり宅地建物取引業者免許証の再交付を申請します。

令和元年 5月 15日

神奈川県知事 殿

申請者 商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

郵便番号 **(231-0021)**
主たる事務所の所在地 **横浜市中区日本大通2-6**

氏 名 **神奈川 次郎**
(法人にあっては、代表者の氏名)
電話番号 **(045) 210-1111**
ファクシミリ番号 **(045) 212-0012**

受付番号

受付年月日

届出時の免許証番号

--	--	--	--	--	--

--	--	--	--	--	--

1	4
---	---

(3)

1	2	3	4	5
---	---	---	---	---

(フリガナ) 商号又は名称	カフシキカイシャ カナガワフドウサン 株式会社 神奈川不動産
(フリガナ) 代表者氏名	カナガワ ジロウ 神奈川 次郎
主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通2-6
再交付を申請する理由	①. 亡失 2. 滅失 3. 汚損 4. 破損
	本店移転の際に、紛失いたしました。 後日発見した時には速やかに返納するとともに、今後このようなことがないように十分注意します。

確認欄

--

備考

- 「再交付を申請する理由」の欄は、該当するものを○印で囲み、具体的な理由を記すこと。
- 汚損又は破損を理由に申請する場合は、その汚損し、又は破損した免許証を添えること。

宅地建物取引業者免許証再交付申請書について

左記ページの説明

- (1) 宅地建物取引業者免許証を亡失、滅失、汚損又は破損した場合に提出してください。
- (2) 申請先は、「神奈川県知事」としてください。

VIII 廃業等届出書

様式第三号の五（第五条の四関係）

(A 4)

2 7 0

廃業等届出書

宅地建物取引業法第11条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

令和元年 5月 15日

神奈川県知事 殿

届出者 住所 **横浜市中区日本大通2-6**
氏名 **株式会社 神奈川不動産**
代表取締役 **神奈川 次郎**

受付番号 受付年月日 届出時の免許証番号
* * 1 4 (3) 1 2 3 4 5

届出の理由	1. 死亡 2. 合併による消滅 3. 破産手続開始の決定 4. 解散 ⑤. 廃止
商号又は名称	株式会社 神奈川不動産
氏名 (法人にあっては、 代表者の氏名)	代表取締役 神奈川 次郎
主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通2-6
届出事由の生じた日	令和元年5月10日
宅地建物取引業者と 届出人との関係	1. 相続人 2. 元代表役員 3. 破産管財人 4. 清算人 ⑤. 本人

確認欄

*

備考

添付書類

- (1) 宅地建物取引業者免許証
- (2) 除かれた戸籍の謄本（「届出の理由」が死亡の場合）
- (3) 商業登記簿の閉鎖事項証明書（「届出の理由」が合併による消滅の場合）
- (4) 裁判所が破産管財人に交付するその選任を証する書面（「届出の理由」が破産手続開始の決定の場合）
- (5) 商業登記簿の履歴事項全部証明書（「届出の理由」が解散の場合）

廃業等届出書について

宅建業者が、次の表に掲げる事項のいずれかに該当することとなった場合には、免許を受けた神奈川県知事あて「廃業等届出書」を提出してください。

この届出は、廃業の理由が生じた日から起算して３０日以内に行う必要があります。ただし、個人の宅建業者が死亡した場合には、相続人がその死亡の事実を知った日から３０日以内になります。

免許の効力は、個人が死亡した場合又は法人で合併により解散した場合には、届出を待たず、その事実の発生日をもって失効します。

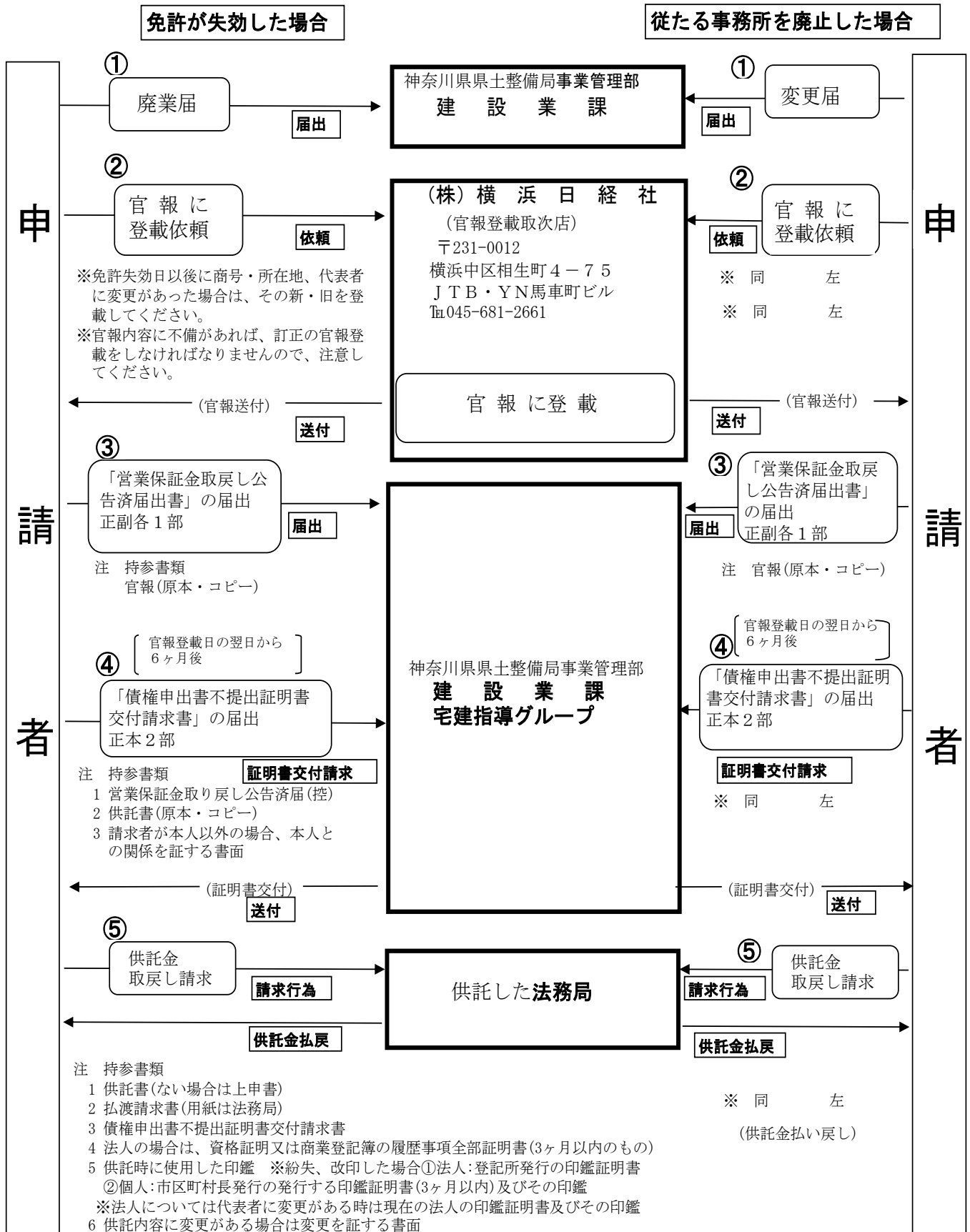
【留意事項】

- 届出書の提出部数は、正本１部、副本１部です。
- いずれの廃業理由でも**宅地建物取引業者免許証の添付が必要**です。
- 廃業等届出時に法人の登記事項に変更がある場合は、同時に宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書及び商業登記簿の履歴事項全部証明書の提出が必要です。
- 廃業等届出書の提出により、宅地建物取引士資格登録簿の内容が自動的に変更になることはありません。別途、宅地建物取引士資格登録簿における従事先退社の手続きを行ってください。
- 宅地建物取引業者免許証を紛失等の理由により添付できない場合には、代表者印又は代表者の身分証明書（運転免許証等）をご持参ください。

届出の理由	法人・個人の別	届出人	免許証以外の添付書類
1. 死亡	個人	相続人	戸籍謄本(死亡の事実・相続人がわかるもの)
2. 合併による消滅	法人	元代表役員	商業登記簿の閉鎖事項証明書（合併）
3. 破産手続開始の決定	法人又は個人	破産管財人	破産管財人選任及び印鑑証明書（裁判所発行）
4. 合併及び破産手続開始の決定以外の理由による解散	法人	清算人	商業登記簿の履歴事項全部証明書（解散・清算人がわかるもの）
5. 廃止	法人	代表者本人	(不要)
	個人	宅地建物取引業者であった本人	

Ⅸ 宅地建物取引業者営業保証金取戻し

※ 事業者（申請者）の事務手続は、①～⑤の順番で行います。



1 営業保証金取戻し手続きについて

営業保証金は、廃業、期間満了などにより、宅地建物取引免許が失効した場合に、取戻すことができます。この営業保証金の取戻しをする際には、営業保証金規則第7条の規定により、営業保証金取戻し公告を官報に登載しなければなりません。

取戻し手続きについては、80ページを参照してください。

「営業保証金の取戻し」ができるのは、次の場合です。

- (1) 宅建業の免許の有効期間が更新を受けないで満了して、免許が失効したとき。
- (2) 業者の破産、廃業並びに法人業者の合併及び破産以外の理由による解散の場合には、その旨の届出があったことにより、その免許が失効したとき。
- (3) 個人業者が死亡し、又は法人業者が合併により消滅し免許の対象がなくなり、その免許が失効したとき。
- (4) 免許が取り消されたとき。
- (5) 2以上の事務所を設置していた業者の事務所の一部を廃止することにより、現在供託している営業保証金の額が、法定の営業保証金の額を超えることとなったときは、その超過額について。
- (6) 現金と有価証券、あるいは有価証券のみをもって、営業保証金を供託している場合において、営業保証金を移転後の主たる事務所の最寄りの供託所に新たに供託したときは、移転前の主たる事務所の最寄りの供託所に供託している営業保証金について。

2 営業保証金取戻し公告済届出書

第3号様式（第23条関係）

営業保証金取戻し公告済届出書

令和元年 5月20日

神奈川県知事殿

届出者 住所 横浜市中区日本大通2-6
氏 名 株式会社 神奈川不動産
代表取締役 神奈川 次郎 印
(法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名)

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項（第2項）の規定に基づく営業保証金取戻しの公告をしたので、同条第3項の規定により届け出ます。

届出者と宅地建物取引業者との関係		本人、 相続人 、清算人、承継人、債権者、その他（ ）
宅 地 建 物 取 引 業 者	免 許 番 号	神奈川県知事免許（3）第 12345 号
	商 号 又 は 名 称	株式会社 神奈川不動産
	主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通2-6
	氏 名 (法人の場合は、代表者の氏名)	代表取締役 神奈川 次郎
	免 許 抹 消 年 月 日	令和元年 5月 10日
	廃止した従たる 事務所の所在地	
者	廃 止 年 月 日	年 月 日

公 告 年 月 日	令和元年 5月 15日
-----------	-------------

※従たる事務所廃止の場合は、免許抹消年月日は記入せず、廃止した従たる事務所の所在地と廃止年月日を記入してください。

3 債権申出者不提出証明書交付請求書

第4号様式（第23条関係）

債権申出書不提出証明書交付請求書

令和元年 12月10日

神奈川県知事殿

請求者 住所 横浜市中区日本大通2-6
氏名 株式会社 神奈川不動産
代表取締役 神奈川 次郎 印

（法人の場合は、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

宅地建物取引業者営業保証金規則第8条第1項の規定により、次の者について同規則第7条第1項第3号（第7条第2項第3号）の申出書の提出がなかったことの証明書の交付を請求します。

請求者と宅地建物取引業者との関係		本人 相続人、清算人、承継人、債権者、その他（ ）
宅 地 建 物 取 引 業 者	免許番号	神奈川県知事免許（3）第 12345 号
	商号又は名称	株式会社 神奈川不動産
	主たる事務所の所在地	横浜市中区日本大通2-6
	氏名 （法人の場合は、代表者の氏名）	代表取締役 神奈川 次郎
	供託番号	平成6 年 度 金 第 17号
	供託年月日	平成6 年 6 月 29日
	供託金額	10. 000. 000 円
	免許抹消年月日	令和元 年 5月 10日
	従たる事務所廃止年月日	年 月 日
公 告 年 月 日		令和元 年 5月 15日

宅地建物取引業者営業保証金規則第7条第1項第3号（第7条第2項第3号）の申出書の提出がなかったことを証明します。

年 月 日

神奈川県知事

印

X 宅建業法第50条第2項の届出書

様式第十二号（第十九条関係）

（A4）

届 出 書

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

令和元年 5月 15日

神奈川県知事 殿

商号又は名称 **株式会社 神奈川不動産**

~~国土交通大臣~~

免許証番号 (3) 第 **12345**号

神奈川県知事

代表者氏名 **神奈川 太郎**

1 所在地	届出の対象となる 案内所、展示会等 の場所		名 称	戸塚案内所			
			所在地	横浜市戸塚区××町5-2-6			
			電話番号 (045) 765-4321				
2 業務の 内容	業 務 の 種 別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介				
	業 務 の 態 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理				
	取り扱う 宅地建物 の内容等	売主である宅地 建物取引業者の 商号又は名称等		(商号又は名称) (株)××建設 国土交通大臣 (5) 知事 第 7000 号			
		物件の 種類等	名 称	戸塚グリーンタワー			
			所 在 地	横浜市戸塚区××町5-2-6			
			宅 地	区画	敷地面積の合計		m ²
			戸 建 住 宅	戸	延べ面積の合計		m ²
	区分所有建物		50戸	延べ面積の合計		7,000 m ²	
	3 業務を行う期間		R元 年 5月26 日 から R6 年 5月25 日 まで				
	4 専任の宅地建物取引士に関する事項		氏 名		登 録 番 号		
宅建 和子			(神奈川)XXXXX				

(注)裏面に案内所の案内図を記入するか、又は案内図を別に添付してください。

備考

- 1 「1 所在地」関係
「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入してください。
- 2 「2 業務の内容」関係
 - ① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲んでください。
 - ② 「業務の態様」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の態様について該当するものの番号をすべて○で囲んでください。
 - ③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入してください。
- 3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係
案内所等に派遣するすべての専任の取引士の氏名及び登録番号を記入してください。

案内図 (最寄駅から)

JR・地下鉄 線 **戸塚** 駅 より 行 バス
所要時間 分 バス停車 徒歩 **15** 分

駅から主な目標を順路に従い記入してください。

※記入例は、25ページを参照

※ 案内所の所在地が確認できるように記入してください。

1 「事務所以外の案内所」（以下、「案内所等」という。）等の概要

宅建業者は、免許された事務所以外で宅地建物について「売買・交換」「売買、交換、賃貸の代理・媒介」の業務での「契約の締結」「契約の申込み・予約・登録等」を行う場合は、あらかじめその場所について免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事及びその所在地のある都道府県知事に届け出る必要があります。

(1) 業務を行う場所

- ① 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、「**事務所以外の場所**」
- ② 一団の宅地建物の分譲について、案内所を設置して行う場合は、「**その案内所**」
- ③ 他の宅建業者が行う一団の宅地建物の分譲を代理又は媒介のため、案内所を設置して行う場合は、「**その案内所**」
- ④ 業務に関し展示会その他これに類する催しをする場合は、「**その催し場所**」

※ 1 これらの上記業務については、特定の宅地建物の取引を対象としたものであり、この宅建業法第 50 条 2 項の届出は不特定の宅地建物での一般的な業務は対象とならず、認められません。この場合は「従たる事務所」の位置付けとなり変更届が必要です。なお、単なる「案内・広告・宣伝」のみの業務については届出を要しません。

※ 2 上記②③の場合、「一団」とは、「10 区画以上の一団の宅地又は 10 戸以上の一団の建物」が対象であり、10 区画に満たない場合には届出を要しません。

(2) 届出事項

①所在地 ②業務内容 ③業務期間 ④配置される専任の取引士

(3) 提出書類

- ①宅建業法第 50 条第 2 項による業務場所等の「届出書」（様式第 12 号）
- ②業務場所及び物件の場所を示した「案内図」

(4) 届出の時期

当該業務場所で業務を開始する日の「10 日前」までに届出なければなりません。

※この届出にかかる「10 日前までに届出」の取扱いについては、「案内所等」として営業する予定日と届出日との間に「中 10 日間」以上あけなければなりません。

＜事例＞

案内所等の営業を予定している日が 10 月 30 日の場合、10 月 19 日以前に届出をする必要があります。

(5) 提出先・提出部数

当該業務場所の所在地を管轄する都道府県知事に提出します。

ただし、国土交通大臣免許業者については、所在地を管轄する都道府県知事に加え、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にも直接提出が必要です。

- ①免許権者と所在地の都道府県が同じ場合 正・副本 各 1 部
- ② " 異なる場合 正本 2 部・副本 1 部
- ③国土交通大臣免許の場合

業務場所の所在地を管轄する都道府県知事宛て 正・副本 各 1 部

主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局宛て 正本 1 部

2 届出の注意事項

(1) 専任の取引士の設置

案内所等で業務を行う場合は、専任の取引士を 1 名配置する必要があります。

- ①複数の業者が、同一物件について同一場所で共同して業務を行う場合は、いずれかの業者が 1 名を配置すれば要件を満たします。ただし、届出はそれぞれで行います。
- ②不動産フェア等での催しで複数の業者が、それぞれ異なる物件を取り扱う場合は、各

業者ごとに配置する必要があります。

③「週末のみの営業」などの場合も専任取引士の配置は必要です。

(2) 業務期間

業務の期間は最長 1 年間です。

(3) 契約の申込みについて

「契約の申込み」とは、契約の意思を表示することをいい、物件購入のための抽選の申し込み等、金銭の受け渡しを伴わないものも含まれます。

(4) 既に届出済みの案内所等の業務内容等に変更があった場合の取り扱い

① 新たに届出が必要となるもの ※新規の届出となるため、10 日前（届出日から業務を行う期間初日までに中 10 日間が必要）までに届出が必要

該当区分

- 1 「業務を行う期間」の延長
例 業務を行う期間を更に 1 年間延長する場合
- 2 案内所等欄の「所在地」が変更になる場合や、物件の種類等欄の「所在地」が変更になる場合
例 物件の種類等欄の「所在地」の所在地変更
横浜市中区本町 4 丁目 10 番地 → 横浜市中区本町 5 丁目 13 番地

② 変更届の提出が必要となるもの ※様式は 84 ページの様式を使用してください。

該当区分

- 1 「専任の宅地建物取引士に関する事項」の変更
例 ○専任の取引士が A 氏から B 氏に変更になる場合
※専任の取引士の氏名変更の場合には届出は不要です。
※専任の取引士が変更になる日までに提出してください。
※従前の届出書の控えのコピーを添付してください。
- 2 「業務の種別」又は「業務の態様」の変更
例 1 業務の種別が「媒介」から「代理」へ変更になる場合
例 2 業務の態様が「契約の申込みの受理」から「契約の締結」に変更になる場合

③ 届出（新規・変更）の提出が不要となるもの

該当区分

- 1 「宅地建物取引業者の代表者」の変更
例 ○代表取締役が変更になった場合
- 2 「取り扱う宅地建物の内容欄」等の「所在地」以外の欄が変更になる場合
例 1 物件の種類等欄の「名称」の変更 横浜スカイタワー → 横浜グリーンタワー
例 2 売主である宅地建物取引業者の商号・名称 (株)●●不動産 → (株)△△不動産
- 3 案内所等欄の「名称」・「案内所所在地の地番（区画整理等による変更）」・「住居表示」が変更になる場合
例 1 横浜市中区日本大通 1 → 横浜市中区日本大通 2
例 2 相模原市中央 111 → 相模原市中央区中央 111
- 4 届出を行った宅地建物取引業者の免許番号が免許換えにより変更になる場合
例 神奈川県知事(3)●●●●●号 → 国土交通大臣(1)●●●●●号

X I 宅建業免許の更新申請等の郵送受付について

- **更新免許申請又は宅地建物取引業者名簿登載事項変更届で、提出期限（更新申請は期間満了の30日前、変更届は事実発生から30日以内）を過ぎたものは郵送受付の対象外となります。**
- **書類の受付日は発送日ではなく、建設業課の受領日となりますので、発送は余裕を持って行ってください。**
- 郵送受付は対面で行う持参の受付に比べると、**補正のやりとり、返送の手続きに時間を要することが考えられます**ので、免許更新申請については、期限内に提出されたものであっても免許の**期間満了日までに新しい免許証がお手元に届かない場合が想定**されますので、予めご了承ください。

【郵送受付の対象となる申請等】

- 1 更新免許申請書
- 2 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書
- 3 免許証書換え交付申請書
- 4 免許証再交付申請書
- 5 廃業等届出書
- 6 法第50条第2項の届出書

【郵送申請等の方法】

簡易書留又はレターパックにより、次の書類等を送付してください。

- 申請書、変更届出書には様々な個人情報が含まれていることから、**必ず簡易書留又はレターパックにより送付してください。**
- 簡易書留以外の方法での郵送や郵便事故等により申請書類等が建設業課に到達しない場合については、申請者、届出者の責任とさせていただきます。

- (1) 郵送受付の対象となる申請等に必要な申請等書類及び添付書類

正本・副本 各1部

※法第50条2項の届出については、84ページを参照してください。

- (2) 返信用の封筒

ア 副本返信用 1通

※返信先の住所等を記載してください。

※返信に必要な料金分の切手を貼付してください。

（封筒の大きさ、重さによって料金が異なりますのでご注意ください。）

イ 免許証送付用 1通

（更新免許申請、免許証書き換え交付申請及び免許証再交付申請の場合のみ）

※封筒のサイズは角型2号（240mm×332mm）

※申請・届出者の住所等を記載してください。

(行政書士等を送付先にしないでください。)

※140円分の切手を貼付してください。

- 返信用封筒に必要な料金分の切手が貼付されていない場合、副本等を建設業課に取りに来ていただくことになります。

【送付先】

- ・ 〒231-0021 横浜市中区日本大通33番地
神奈川県住宅供給公社ビル5階（階数まで必ず記載してください）
建設業課宅建指導グループ 宛

【注意事項】

- ・ 副本がお手元に届く前に建設業課から申請等について確認の連絡をすることがありますので、郵送した正・副本のほかに**手元に一部控えをお持ちください。**
- ・ 補正指示は電話等で補正内容を伝えた後に補正指示書をファクシミリで送りますので、**ファクシミリ番号を申請書、届出書に必ず記載してください。**
- ・ 補正後の書類は、**補正指示書のコピーと共に建設業課の指定する補正期限までに郵送もしくは持参してください。**
- ・ **補正が多い場合や補正内容によっては、来庁していただくことがあります。**
- ・ **宅地建物取引士の資格登録等の手続きについては、従来どおり神奈川県宅地建物取引業協会本部へ持参での取り扱いとなります。**

X II よくある質問への回答について

【新規（免許換え）申請について】

Q 1 神奈川県知事の免許を取得したいのですが、費用はどれくらいかかりますか。

A 1 新規免許申請の手数料として紙申請は 33,000 円、電子申請は 26,500 円が必要となります。
なお、免許取得後は営業保証金を供託（主たる事務所 1,000 万円、従たる事務所 1 か所に
つき 500 万円）するか、宅地建物取引業保証協会に加入する必要がありますが、その諸経費
については協会へお問い合わせください。

Q 2 法人で新規に免許を取得したいのですが。

A 2 まずは、法人の商業登記をしてください。新規免許申請は登記が完了してからになります。
なお、登記申請の際は、目的欄に必ず宅地建物取引業を営む旨の文言を入れてください。

Q 3 今まで休業していたため、決算書類が添付できないのですが。

A 3 貸借対照表は資産状況を表すものであり、損益計算書は当期の収入支出などがなくても、
その旨や繰り越し分を記載することができますので、両方とも必ず作成し、添付してくださ
い。納税証明書は、法人税の納付すべき税額が「無」という証明書が発行されますので、そ
れを添付してください。なお、法人を設立して第 1 期の決算が完了していない場合は、「開
始時の貸借対照表」のみ添付してください。

Q 4 現在神奈川県知事の免許を受けていますが、東京都に支店を開設し、国土交通大臣免許を
申請しようと考えています。現在神奈川県内にある本店で勤務している専任の取引士を東京
都に開設する支店に異動させようと考えていますが、どのような手続きが必要ですか。

A 4 まずは、神奈川県知事に対して、専任の取引士が退任する旨の変更の届出を行ってくだ
さい。その後、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長に対して、免許換え（国土
交通大臣）の申請書を提出することになります。

Q 5 専任の取引士にかかる退職証明書について、その事業者が宅地建物取引業者ではない場合
でも、退職証明書の提出は必要ですか。

A 5 必要です。なお、アルバイトや派遣社員等、いかなる雇用形態であっても必要です。

Q 6 免許換えの申請書の提出先はどちらになりますか。

A 6 免許申請書は主たる事務所（本店）の移転先の都道府県に提出してください。代表者、役
員、政令使用人、専任の取引士などに変更がある場合（専任の取引士を新たに設置する事務
所に異動させる場合なども含みます。）は、先に、現に免許を受けている都道府県などに変
更届出書を提出してください。

Q 7 レンタルオフィスを事務所として使用することはできますか。

A 7 申請前に宅建指導グループにご相談ください。

【免許更新申請について】

Q 8 更新申請と変更の届出を同時に行うことはできますか。

A 8 できます。同時に手続きを行う場合、更新申請と変更の届出に共通する添付資料は、更新
申請書にのみ添付してください。この際、閉鎖事項証明書などの別途変更の届出に必要な書
類は変更届出書に添付してください。

なお、変更の届出は、変更が生じた日から 30 日以内に行わなければなりません。

Q 9 免許の有効期間満了日の 30 日前が土曜日の場合、いつまでに更新申請を行えばよいです
か。A 9 免許の有効期間満了日の 30 日前が県庁の閉庁日（土曜日、日曜日、祝祭日及び
年末年始）の場合、翌開庁日までに更新申請書を提出してください。例えば、土曜日が 30
日前の場合は、翌週の月曜日となります。

なお、免許の有効期間については、期間満了日が土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始に
あたっていても、変更（前記の休み明け）になることはありません。

そのため、当該期間満了日の翌日には免許が失効しますので、更新申請の手続きにあたっては注意してください。

Q10 削除

A10 削除

Q11 決算期を変更している場合の注意点はありますか。

A11 過去5年間の事業の実績を記入いただく「宅地建物取引業経歴書」、「貸借対照表」、「損益計算書」について、通常と異なる記載方法をしていただく場合があります。また「納税証明書」についても通常と異なるものを提出していただくことがあります。詳しくは建設業課宅建指導グループまでお問合せください。

Q12 過去5年間の事業の実績に記入する数字と、損益計算書の売上高や仕入高の項目の数字が異なるのですが、それでも構わないのでしょうか。

A12 構いません。どのような事情で異なるのか、申請窓口にて口頭で説明してください。

なお、事業実績は、宅地建物取引業法に基づく実績を記載するものです。兼業がある場合や会計上の決算の処理方法により、決算書類とこの事業実績の数値が異なる場合があります。

Q13 法人税を払っていないのですが、納税証明書（国税その1）を添付する必要はありますか。

A13 納付すべき法人税額が「無」という証明書が発行されますので、それを添付してください。

Q14 更新申請が完了しているのに、有効期間満了日になっても免許証が届きません。

A14 郵便などの事情で、有効期間満了日までに免許証が届かない場合でも、更新申請が完了していれば、従前の免許証は県の手続きが終了するまでは効力を有しますので、業務に支障はありません。申請遅延や補正手続きが遅れている場合も同様です。

なお、更新申請が免許の有効期間30日前までに完了しているのに、有効期間満了日から1週間以上が経過しても免許証が届かない場合は、建設業課宅建指導グループまでご連絡ください。

【変更の届出について】

Q15 役員の変更の届出で履歴事項全部証明書や閉鎖事項証明書は必ず要りますか。

A15 役員の就退任の事実と就退任日が確認できる履歴事項全部証明書（登記事項証明書）が必要になります。さらに、履歴事項全部証明書に退任者の氏名や退任日が記載されていない場合は、その旨が確認できる閉鎖事項証明書が必要になります。

Q16 変更の届出で添付資料が省略できるケースを教えてください。

A16 次のケースの場合、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」、「略歴書」「役員等氏名一覧表」の4点については省略することができます。

- ・ケース1 法人の役員の役名が変更する場合（例 代表取締役から取締役への変更、監査役から取締役への変更など）
- ・ケース2 政令使用人が従事する事務所を変更し、その事務所でも政令使用人になる場合（例 乙店から甲店など）

※ 履歴事項全部証明書（登記事項証明書）、誓約書、専任の宅地建物取引士設置証明書などは省略できません。

Q17 法人で、現在の代表取締役Aが取締役になり、取締役Bが代表取締役に入れ替わる手続きについて教えてください。

A17 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書の第一面の項番12の〔変更前〕の欄にAさんの氏名を、〔変更後〕の欄にBさんの氏名を記入してください。また、第二面の項番21の〔変更前〕の欄にBさんの氏名を、〔変更後〕の欄にAさんの氏名を記入してください。なお、Q15のケースに該当する場合、「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」又は「医師の診断書」、「略歴書」及び「役員等氏名一覧表」のみ省略することができます。

Q18 専任の取引士の就任の手続きについて教えてください。

A18 【①取引士個人が行う手続き】新たに専任の取引士に就任した方が、取引士資格登録を受けている都道府県に従事先（専任の取引士として従事することになった宅地建物取引業者の商号など）を変更登録しておく必要があります。住所や本籍などに変更があった場合は、併せて変更登録をしておく必要があります。

【②事業者が行う手続き】宅地建物取引業者が専任の取引士の就任にかかる変更の届出を行ってください。詳しい手続きについては「変更の届出について」で確認してください。また、退職証明書が取れない場合には、50ページを参考にしてください。

Q19 本店や支店、営業所間の異動がたくさんある場合、それぞれの事務所ごとに変更の届出が必要ですか。

A19 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書は、これらの本店、支店、営業所にかかる変更届をまとめて届出することができます。この場合、第一面と併せて該当するそれぞれの事務所ごとに第三面と第四面に必要事項を記載して作成してください。

Q20 役員が変更したのですが、登記手続きの都合で30日以内に変更の届出を行うことができません。どうすればよいでしょうか。

A20 このような事例の場合、30日を超えても受付を行いますので、手続きが完了次第速やかに変更の届出を行ってください。

【廃業の届出について】

Q21 法人の代表者が死亡したため廃業したいのですが。

A21 まず、法務局で代表者変更の登記をしてください。登記完了後、履歴事項全部証明書（登記事項証明書）と変更届出書を廃業等届出書と同時に提出してください。この場合、履歴事項全部証明書（登記事項証明書）以外の書類は省略できます。

【書類の書き方、添付資料について】

Q22 案内図の書き方について教えてください。

A22 最寄り駅から事務所までの経路がわかるものを作成してください。最寄り駅から遠距離で記入しきれないときは、駅の方角を記入し、また、バスを利用する場合は、最寄りのバス停を記入してください。

Q23 過去5年間の事業の実績の書き方について教えてください。 ※更新のみ

A23 申請直近の事業年度（法人は定款に定められている事業年度、個人は1月1日から12月31日までの1年間）について5期分を記入してください。また、納税証明書の年度と5期の最後の1期は一致させる必要がありますので、添付する納税証明書の年度が5年間の最後になるようにしてください（はじめての更新の場合、4期分となる場合もあります）。なお、実績がなかった決算期については、斜線を記入し、宅地建物取引の実績がまったくない期間が1期以上ある場合は、理由書を添付してください。

Q24 100分の5以上の株式を有する株主又は100分の5以上の額に相当する出資をしている者の書き方について教えてください。

A24 株式会社の場合は発行株式に対する持ち株割合と株式数を、有限会社の場合は資本金に対する出資割合と出資金額を記入してください。個人の場合は、記入せずに添付してください。

Q25 宅地建物取引業に従事する者の名簿の書き方について教えてください。

A25 代表者と専任の取引士の他、直接営業に従事する方について記入してください。また、従業者証明書番号は、6ケタ以上の番号とし、最初の2ケタは西暦年下2ケタ（2004年は04）、次の2ケタは採用した月（新規申請の場合は申請月）、最後の2ケタは連番号をつけてください。なお、監査役は従事者となることはできません。

(例) 2004 年 9 月に採用した従事者で、その宅地建物取引業者が採用した 8 人目(退職者も含む。)の従事者の場合→040908

Q26 略歴書の書き方について教えてください。

A26 略歴書には、今まで勤務したすべての勤務先の名称や職務内容、法人の役員としての経歴などを記入してください。行政書士などの自由業や兼業がある場合についても、もれなく記入してください。また、勤務先が宅地建物取引業者の場合は、免許証番号も記入してください。なお、略歴書の作成についてはパソコンなどで作成しても構いません。

Q27 免許(更新)申請や専任の取引士の変更手続きをする際、取引士証のコピーを添付する必要があるのですか。

A27 平成23年4月1日以降に申請又は届出をする免許(更新)申請や変更の届出から必要ありません。

Q28 前回の更新申請で必要なかった書類の提出を求められたのですが、今回は提出しなければならないのですか。

A28 法令の改正などにより、前回必要がなくても今回は必要となる書類があることもありますので、ご協力ください。特に、事務所の要件については、従来の国土交通省の指針などに沿って細かく規定されているため、要件を確認するための写真や図面などを追加で提出していただくことも多くなっていますので、ご了承ください。

Q29 納税証明書は、必ず「国税その1」を添付しなければならないのですか。

A29 そのとおりです。

法人の場合は「法人税」の証明書を、個人の場合は「申告所得税及び復興特別所得税」の証明書を税務署で取得してください。必要な年度は、申請直近の1期分です。ただし、法人の新規申請の場合で、法人を設立してから初めての決算が完了していないときは、不要です。

Q30 事務所の写真は、デジタルカメラやポラロイド写真で撮ったものを提出してもよいですか。

A30 ポラロイド写真の場合、感光するなどの問題がでてきますので、添付することはできません。デジタルカメラで撮った写真の場合は、自宅や事務所の印刷機でカラー印刷し、その写真が鮮明なものであれば構いません。

この取り扱いについて、平成23年4月1日から変更しています。

Q31 事務所を建て替えるため、所在地移転の登記をせず一時的に仮事務所に移転しますがどうすればよいですか。

A31 通常の事務所移転と同様の書類を添えて、変更届を提出してください。その際、履歴事項全部証明書の代わりに「仮事務所届出に係る誓約書」を添付してください。

また、業者票には、登記簿上の所在地と仮事務所所在地を併記してください。

Q32 外国籍で国外在住の役員がいる場合、注意することはありますか。

A32 必要な書類をご案内しますので、建設業課宅建指導グループまでお問合せください。

【専任の取引士の条件、書類の提出方法、申請書の入手方法、進捗状況の確認等】

Q33 専任の取引士の条件を教えてください。

A33 専任の取引士は、その事務所に常勤し、宅地建物取引業に専従できる状態になければなりません。次のような方は、専任の取引士となることはできません。

- ・専任の取引士として設置された事務所以外の事務所で業務に従事をしている方
- ・他の法人や個人事業者の代表者（代表取締役）となっている方
- ・同一法人の監査役となっている方

※他の法人で非常勤として役員（取締役、監査役など）をされている方は、専任の取引士を兼務することができますが、その場合は、申請（届出）書に、非常勤証明書を添付する必要があります。

Q34 新たな宅建業者で専任の取引士に就任した旨の届出を行う場合において、宅地建物取引士資格登録の従事先の変更登録を行いました。以前専任の取引士として従事していた会社が、30日を経過後未だに専任の取引士を退任した旨の変更の届出を行っていません。この場合でも、新たに従事することとなった会社の専任の取引士となることはできますか。

A34 退職した宅建業者が変更手続き（専任の取引士の退任手続き）を完了していなくても、専任の取引士になろうとする方が、宅地建物取引士資格登録の従事先を「退職した会社」から「新たに従事することになった会社」に変更登録しておけば差支えありません。

なお、新たな従事先が専任の取引士の変更の届出を行う場合には、専任の取引士となる者が直前の勤務先を退職していることが確認できる書面（退職証明書、雇用保険の離職票等）を添付する必要があります。（1年以内に退職履歴がある場合）

Q35 取引士証の交付を受けていなくても、宅地建物取引士資格登録を受けていれば専任の取引士になることはできますか。

A35 できません。

専任の取引士は、有効期間のある取引士証の交付を受けている場合に専任の取引士の立場で取引士の業務（重要事項説明や契約書への記名・押印など）を行うことができます。専任の取引士が取引士証をうっかり失効させてしまった場合でも、専任の取引士の設置義務違反により行政処分を受ける場合があります。

Q36 従事者は同一法人の監査役を兼ねることができますか。

A36 会社法第335条第2項の規定により監査役は会社又は子会社の取締役や使用人などを兼ねることができません。また、監査役は取締役の職務執行を監査し、会社の業務や財産を調査するため、その会社の業務に従事することはできません。このため、従事者は同一法人の監査役を兼ねることはできません。

Q37 大臣免許業者の申請書等提出先を教えてください。

A37 主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長宛に提出してください。法令改正により、令和6年5月25日以降は、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長宛に直接提出することになりました。

Q38 申請書や届出書の提出には、代表者が出向かなければなりませんか。

A38 書類の提出に来庁する方は、必ずしも代表者でなくても構いません。

Q39 申請書や届出書は、どこで手に入れるのですか。

A39 神奈川県ホームページ（建設業課宅建指導グループ「宅地建物取引業に関する手続きのご案内」）からダウンロードしてください。

Q40 窓口で指摘された不足書類を郵送しましたが、特に建設業課宅建指導グループから電話などがありません。大丈夫でしょうか。

A40 特に連絡がない場合は、問題なく手続きが進んでいますので、ご安心ください。

なお、建設業課宅建指導グループには相談や問い合わせなどが多く、電話がつながりにくい状態になっていますので、送付いただいた方への確認の電話は特段の事情がない限り行わないこととさせていただきます。ご了承ください。

【50条2項の届出について】

Q41 広告や案内のみを行う場所について、届出は必要ですか。

A41 届出は必要ありませんが、その場所に掲げる標識には、「この場所においてした契約等については、宅地建物取引業法第37条の2の規定によるクーリング・オフ制度の適用があります。」と表示する必要があります。また、別に「この場所においては、広告、案内のみを行い、契約行為などは一切行いません。」という旨の掲示もしてください。

この場合、この場所で取り扱うことができる物件は、宅地建物取引業法施行規則で規定する標識の様式のとおり、特定の1つの物件に限ります。不特定多数の物件を扱う場所については、社会通念上事務所と認識されるため、従たる事務所（支店）としての届出を行う必要があります。

ただし、人員を全く配置せず、広告を掲示したり、ビラを設置しておくことだけに使用する場所がある場合、この場所は事務所としての届出をしなくても構いませんが、個別の事例につきましては、建設業課宅建指導グループまでお問い合わせください。

Q42 30戸のマンションの分譲を代理の宅地建物取引業者が行う場合、売主の宅地建物取引業者も50条2項の届出を行う必要がありますか。

A42 売主の宅地建物取引業者が、案内所での業務について全く関与しない場合は、届出の必要はありません。

Q43 1つの案内所で2つのマンションにかかる業務を取り扱うことができますか。

A43 特定の1つの物件に対して、1つの案内所が原則です。

しかし、建物の内部をパーテーションなどで明確に仕切り、各々が独立している場合に限り、例外的に1つの建物の中で2つの物件を取り扱うことができます。この場合、届出書は物件ごとに作成し、当該建物内部の平面図（間取図）を添付してください。必要に応じて写真の添付を求める場合があります。また、専任の取引士の設置や標識の掲示はそれぞれ必要となります。

個別の事例につきましては、建設業課宅建指導グループまでお問合せください。

ⅩⅢ 宅地建物取引業免許申請等使用コード一覧

〈市区町村コード〉 ※事業所所在地、代表者・役員・政令使用人・専任の取引士等の住所を記載する箇所で使用

【神奈川県】

1 4 1 0 1	横浜市鶴見区	1 4 1 0 2	横浜市神奈川区	1 4 1 0 3	横浜市西区
1 4 1 0 4	横浜市中区	1 4 1 0 5	横浜市南区	1 4 1 0 6	横浜市保土ヶ谷区
1 4 1 0 7	横浜市磯子区	1 4 1 0 8	横浜市金沢区	1 4 1 0 9	横浜市港北区
1 4 1 1 0	横浜市戸塚区	1 4 1 1 1	横浜市港南区	1 4 1 1 2	横浜市旭区
1 4 1 1 3	横浜市緑区	1 4 1 1 4	横浜市瀬谷区	1 4 1 1 5	横浜市栄区
1 4 1 1 6	横浜市泉区	1 4 1 1 7	横浜市青葉区	1 4 1 1 8	横浜市都筑区
1 4 1 3 1	川崎市川崎区	1 4 1 3 2	川崎市幸区	1 4 1 3 3	川崎市中原区
1 4 1 3 4	川崎市高津区	1 4 1 3 5	川崎市多摩区	1 4 1 3 6	川崎市宮前区
1 4 1 3 7	川崎市麻生区				
1 4 1 5 1	相模原市緑区	1 4 1 5 2	相模原市中央区	1 4 1 5 3	相模原市南区
1 4 2 0 1	横須賀市	1 4 2 0 3	平塚市	1 4 2 0 4	鎌倉市
1 4 2 0 5	藤沢市	1 4 2 0 6	小田原市	1 4 2 0 7	茅ヶ崎市
1 4 2 0 8	逗子市	1 4 2 1 0	三浦市	1 4 2 1 1	秦野市
1 4 2 1 2	厚木市	1 4 2 1 3	大和市	1 4 2 1 4	伊勢原市
1 4 2 1 5	海老名市	1 4 2 1 6	座間市	1 4 2 1 7	南足柄市
1 4 2 1 8	綾瀬市				
1 4 3 0 1	葉山町	1 4 3 2 1	寒川町	1 4 3 4 1	大磯町
1 4 3 4 2	二宮町	1 4 3 6 1	中井町	1 4 3 6 2	大井町
1 4 3 6 3	松田町	1 4 3 6 4	山北町	1 4 3 6 6	開成町
1 4 3 8 2	箱根町	1 4 3 8 3	真鶴町	1 4 3 8 4	湯河原町
1 4 4 0 1	愛川町	1 4 4 0 2	清川村		

【東京都】

1 3 1 0 1	千代田区	1 3 1 0 2	中央区	1 3 1 0 3	港区
1 3 1 0 4	新宿区	1 3 1 0 5	文京区	1 3 1 0 6	台東区
1 3 1 0 7	墨田区	1 3 1 0 8	江東区	1 3 1 0 9	品川区
1 3 1 1 0	目黒区	1 3 1 1 1	大田区	1 3 1 1 2	世田谷区
1 3 1 1 3	渋谷区	1 3 1 1 4	中野区	1 3 1 1 5	杉並区
1 3 1 1 6	豊島区	1 3 1 1 7	北区	1 3 1 1 8	荒川区
1 3 1 1 9	板橋区	1 3 1 2 0	練馬区	1 3 1 2 1	足立区
1 3 1 2 2	葛飾区	1 3 1 2 3	江戸川区	1 3 2 0 1	八王子市
1 3 2 0 2	立川市	1 3 2 0 3	武蔵野市	1 3 2 0 4	三鷹市
1 3 2 0 5	青梅市	1 3 2 0 6	府中市	1 3 2 0 7	昭島市
1 3 2 0 8	調布市	1 3 2 0 9	町田市	1 3 2 1 0	小金井市
1 3 2 1 1	小平市	1 3 2 1 2	日野市	1 3 2 1 3	東村山市
1 3 2 1 4	国分寺市	1 3 2 1 5	国立市	1 3 2 1 8	福生市
1 3 2 1 9	狛江市	1 3 2 2 0	東大和市	1 3 2 2 1	清瀬市
1 3 2 2 2	東久留米市	1 3 2 2 3	武蔵村山市	1 3 2 2 4	多摩市
1 3 2 2 5	稲城市	1 3 2 2 7	羽村市	1 3 2 2 8	あきる野市
1 3 2 2 9	西東京市	1 3 3 0 3	瑞穂町	1 3 3 0 5	日の出町
1 3 3 0 7	檜原村	1 3 3 0 8	奥多摩町	1 3 3 6 1	大島町
1 3 3 6 2	利島村	1 3 3 6 3	新島村	1 3 3 6 4	神津島村
1 3 3 8 1	三宅村	1 3 3 8 2	御蔵島村	1 3 4 0 1	八丈町
1 3 4 0 2	青ヶ島村	1 3 4 2 1	小笠原村		

【山梨県（一部）】

1 9 2 0 4 都留市 1 9 2 0 6 大月市 1 9 2 1 2 上野原市
1 9 4 2 2 道志村 1 9 4 2 5 山中湖村

【静岡県（一部）】

2 2 2 0 3 沼津市 2 2 2 0 5 熱海市 2 2 2 0 6 三島市
2 2 2 0 8 伊東市 2 2 2 1 5 御殿場市 2 2 2 2 0 裾野市
2 2 3 2 5 函南町 2 2 3 4 1 清水町 2 2 3 4 2 長泉町
2 2 3 4 4 小山町

＜元号コード＞ ※代表者・役員・政令使用人・専任の取引士等の生年月日を記載する箇所で使用

M 明治 T 大正 S 昭和 H 平成 R 令和

＜免許権者コード＞ ※免許換え申請業者又は更新申請業者が、免許申請書第一面の申請時の免許番号を記載する箇所で使用

0 0	国土交通大臣	1 6	富山県知事	3 2	島根県知事	5 1	北海道知事(石狩)
		1 7	石川県知事	3 3	岡山県知事	5 2	北海道知事(渡島)
0 2	青森県知事	1 8	福井県知事	3 4	広島県知事	5 3	北海道知事(檜山)
0 3	岩手県知事	1 9	山梨県知事	3 5	山口県知事	5 4	北海道知事(後志)
0 4	宮城県知事	2 0	長野県知事	3 6	徳島県知事	5 5	北海道知事(空知)
0 5	秋田県知事	2 1	岐阜県知事	3 7	香川県知事	5 6	北海道知事(上川)
0 6	山形県知事	2 2	静岡県知事	3 8	愛媛県知事	5 7	北海道知事(留萌)
0 7	福島県知事	2 3	愛知県知事	3 9	高知県知事	5 8	北海道知事(宗谷)
0 8	茨城県知事	2 4	三重県知事	4 0	福岡県知事	5 9	北海道知事(網走)
0 9	栃木県知事	2 5	滋賀県知事	4 1	佐賀県知事	6 0	北海道知事(胆振)
1 0	群馬県知事	2 6	京都府知事	4 2	長崎県知事	6 1	北海道知事(日高)
1 1	埼玉県知事	2 7	大阪府知事	4 3	熊本県知事	6 2	北海道知事(十勝)
1 2	千葉県知事	2 8	兵庫県知事	4 4	大分県知事	6 3	北海道知事(釧路)
1 3	東京都知事	2 9	奈良県知事	4 5	宮崎県知事	6 4	北海道知事(根室)
1 4	神奈川県知事	3 0	和歌山県知事	4 6	鹿児島県知事		
1 5	新潟県知事	3 1	鳥取県知事	4 7	沖縄県知事		

＜役名コード＞ ※免許申請書第一面の「代表者の役名コード」、免許申請書第二面の役員に関する事項の「役名コード」の記載する箇所で使用

0 1	代表取締役(株式会社)	0 5	社員(持分会社)	1 4	執行役(株式会社)
0 2	取締役(株式会社)	0 7	理事	1 5	会計参与(株式会社)
0 3	監査役(株式会社)	0 8	監事	0 9	その他
0 4	代表社員(持分会社)	1 3	代表執行役(株式会社)		

〈兼業コード〉 ※免許申請書第一面の「宅建業以外の兼業」を記載する箇所で使用

01	農業	05	建設業	09	卸売・小売業、	13	サービス業
02	林業	06	製造業		飲食店	14	その他
03	漁業	07	電気・ガス・	10	金融・保険業	50	兼業がない場合は 「50」を記入
			熱供給・水道業	11	不動産賃貸業		
04	鉱業	08	運輸・通信業	12	不動産管理業		

〈所属団体コード〉 ※免許申請書第一面の「所属団体」を記載する箇所で使用

01	(一社) マンション管理業協会	12	その他
04	(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会の 会員である各協会	50	所属している団体がない場合は「50」 を記入
05	(公社) 全日本不動産協会		
09	(社) 日本ビルディング協会連合会の会員 である各協会		
10	(一社) 不動産協会		
11	(一社) 不動産流通経営協会		

令和7年4月1日改訂

監 修 神奈川県県土整備局事業管理部
(発 行) 建設業課宅建指導グループ
〒231-0021
神奈川県横浜市中区日本大通33番地
神奈川県住宅供給公社ビル5階
電話045-285-3218